

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた  
消費者契約法検討会ワーキンググループ

第6回 議事録

消費者庁消費者制度課

第6回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会  
ワーキンググループ

1. 日 時：令和8年3月31日（火）13時05分～15時50分

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

- ・消費者契約の各過程に関する必要な規律等
- ・横断的な検討事項（行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み、「消費者」概念・定義規定の在り方、法目的の在り方）

4. 出席者

（委員）

山下純司座長、大屋雄裕委員、垣内秀介委員、カライスコス アントニオス委員、  
北島周作委員、後藤元委員、西内康人委員

（事務局）

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企  
画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻を少々過ぎましたが、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、第6回「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、山下座長、大屋委員、垣内委員には会議室にて、カライスコス委員、北島委員、後藤委員、西内委員にはオンラインにて御出席ということで承っております。

また、加毛委員におかれましては、本日は所用のため御欠席ということで御連絡をいただいているところでございます。

座長は若干到着が遅れておりますので、「消費者契約の各過程に関する必要な規律」という資料がございますので、それにつきまして、初めに事務局からの説明を始めさせていただきます。

それでは、事務局のほう、よろしく願いいたします。

○伊吹専門官 資料1に基づいて御説明させていただきます。こちらは消費者契約の各過程に関する必要な規律等というテーマでございます。

1 ページを御覧いただきますと、目次をお示ししております。具体的には1巡目と同様2つのテーマで御議論いただくということでございます。1は継続的な契約における締結から終了までの各過程で必要な一般的規律、2は消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律ということでございます。

2 ページからが1に関してでございます。

3 ページから検討の方向性という形で説明をさせていただいております。まず1つ目の○で、1巡目の御議論では、そもそも継続的な契約の範囲につきまして、提供される商品・役務の内容や取引条件という観点から、以下の要素に着目して御議論いただきました。このうち1つ目のi) 同等の商品・役務が相当期間にわたって提供され続ける場合につきまして、2つ目の○でございますが、典型的にはいわゆる物品・役務等のサブスクリプション契約が当てはまるということが考えられます。

その上で、ii) の商品・役務が契約締結から時間的間隔を置いて提供される場合につきましては、例えば同時履行以外のあらゆる消費者契約のうち、どのような契約を対象として切り分けるのか等の整理が必要であるということが考えられるということがございます。

iii) の相当期間にわたって消費者側が対価を支払い続けるということに関しましては、下のほうで、専ら消費者の義務だけが履行され続ける場合が想定されますので、例えば分割払い等との整理の必要があるのではないかとということでお示しをしております。

そういったことを踏まえまして、御議論いただく対象としまして、まずは、i) の場合を念頭に、継続的な契約に対する各規律について検討いただくことが考えられるのではないかと。その上で、ii) やiii) の場合についても各規律について適用する必要性・可能性があるのかを御検討いただくことが考えられるのではないかとという形で整理をさせていただいております。

その前提で、次の4ページから具体的な場面につきまして整理をさせていただいております。これまでの御議論を踏まえて大きく4つの○に整理をさせていただいております。1つ目の○が、継続的な契約において、消費者が契約関係からの将来的な離脱を希望するときに問題となる以下の場合について、必要な規律を検討することが考えられるかでございます。黒ボツの1点目ですけれども、何らかの任意の解約権が設定されていても、その存在や行使の方法が消費者にとって分かりにくい等の理由で契約の解約が困難となっている場合。2点目が、契約を解約することが積極的に妨げられている場合がございます。

2つ目の○でございますけれども、継続的な契約の更新場面についてでございます。消費者が知らないうちに契約期間が更新されたり、契約を解約できる時期が限定されているために適切な契約関係から離脱することが難しい場合があるということでございます。こういった場合に更新される際に、消費者が契約を継続するかどうかを検討したり、継続を希望しないときに適切に解約できる機会を確保するため、必要な規律を検討することが考えられるかというものでございます。

3つ目の○は契約内容の変更場面でございます。継続的な契約が消費者に特に不利益に変更される場面につきましては、消費者が契約関係から離脱する機会を確保するため、必要な規律を検討することが考えられるのかでございます。

最後の○ですけれども、契約関係が一定期間継続する継続的な契約におきまして、契約期間中に消費者が亡くなってしまう場合もあり得るということで、その相続人等が契約を解約できない問題に対応するため、必要な規律を検討することが考えられるかという形で整理をしております。

5ページ以下で今の大きな4つの場面に沿いまして、検討事項を整理させていただいております。まず5ページの(1)が将来的な離脱が問題となる場面の規律についてでございます。さらに細かくアからウまで3つの項目に整理をさせていただいております。アが継続的な契約からの将来的な離脱方法の確保についてでございます。①で継続的な契約については、事業者が、契約からの簡便な離脱方法を消費者に提供するよう努めるものとする規定、または消費者が簡便に離脱できる状態を確保するよう配慮することとする規定を設けることが考えられるかという形で設定してございます。これまでの御議論で、継続的な契約で消費者が離脱したいというときに、その方法がなかなか簡便でないということが問題となっていた場面での対応という趣旨でございます。

これらの規定につきましては、②のところ、法律上規範として規定しつつ、それ自体民事的な効力を定める規定とはしないことが考えられるかということでございます。

③で、①に加えまして、これもこれまでの御議論で継続的な契約について、必ずしも法定解除権がない場合の対応も検討する必要があるのではないかといった御指摘を踏まえまして、そういう場面についても、消費者が合理的な条件で契約を解約できる機会を確保するよう事業者が義務を課す必要があるかどうかということ併せて御議論いただければというのが③でございます。

次に7ページでございます。今度はイのところで、継続的な契約の解約権の行使に関する情報提供ということでございます。具体的にどういった方法・条件で解約できるのかを消費者に分かりやすくしていくという趣旨のものでございます。①で継続的な契約について、解約権の方法・条件に関する情報提供義務を事業者に課すことが考えられるかとしております。

②で規定方法について、法律上規範として規定しつつ、それ自体、民事的な効力を定める規定とはしないことが考えられるというものでございます。

その上で、③のところで、情報提供義務について、差止請求制度を発展・活用することが考えられるかという形で実効性を確保することを記載させていただいております。

※のところで補足をさせていただいておりますが、この差止請求制度ですが、事業者が不特定かつ多数の消費者に対して所定の不当な行為を現に行いまたは行うおそれがあるときに、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が当該事業者に対当該行為の停止、予防、停止・予防に必要な措置を取ることを請求することができる制度ということでございます。その行為自体の停止・予防に併せて、それに必要な措置を取ることを請求できるということが現行の差止請求制度として設けられているものでございます。

イメージのために、下に具体的な裁判例を幾つかお示ししておりますが、例えば1点目は、不実告知を停止させるとともに、従業員などに周知徹底をさせる措置を求めるですとか、2点目は、契約条項の無効に関して、条項を内容とする意思表示を停止させるとともに、契約書の破棄などを求めるといったことなどが例としてございます。

また1つ飛びまして、次に、9ページでございます。ウということで、継続的な契約の解約が妨げられている場合の規律についてでございます。こちらは、これまでの御議論を踏まえまして、①のところで事業者による解約妨害を禁止することが考えられるかという形で整理してございます。

②のところで、具体的にはどんな行為を解約妨害として禁止の対象とするかについても併せて御検討いただければと思います。例えばここで、1点目で書いていますが、これまでの御議論の中でも、解約を妨げる行為・環境設計ということで、健全な商慣習を超えて消費者の解約を妨げる行為や環境設計ということが対象として考えられるかということで、括弧に幾つか例をお示ししてございます。他方で、2つ目のポツでございますが、契約条項による解約妨害につきましては、消費者契約法第8条以下の消費者契約の条項の無効の規定により対応することが考えられるかという形で整理をしてございます。

③のところで、解約妨害の禁止につきましても、法律上規範として規定しつつ、それ自体民事的な効力を定める規定とはしないことが考えられるか。

その上で、④のところで、差止請求の対象を拡大していくことが考えられるかという形で整理をしてございます。

以上が（1）でございました。

続きまして、11ページから（2）の契約期間の更新の場面でございます。こちらにつき

ましては、先ほどのような解約の機会の確保ということで、①のところでございますが、継続的な契約の契約期間が更新される場合に、消費者が契約から離脱する機会を確保するため、消費者に対する事前の通知義務を事業者に課すことが考えられるかというものと整理してございます。

②のところ、どのような事項を消費者に通知することが考えられるかということも検討事項とさせていただいております。例として4つほどポツを挙げておりますので、この辺りも踏まえて御意見いただければと思います。

③、④につきましては、先ほどと同様でございます。

続きまして、13ページに参りまして、(3) 契約が変更される場合の規律についてでございます。こちらは①のところ、変更が当該契約の当事者であるおよそ全ての消費者の利益に適合する場合以外の場合には、消費者が契約から離脱する機会を確保するため、消費者に対する事前の通知義務を事業者に課すことが考えられるかということでございます。

こちら②のところ、具体的な事項に関して記載させていただいております。

③、④につきましては、先ほどと同様の内容で記載をさせていただいております。

⑤のところは、逆に契約の変更が当該契約の当事者であるおよそ全ての消費者の利益に適合する場合についても、その場合でもさらに個々の消費者が契約から離脱する機会を確保するため、消費者に事前に通知するよう努力義務を課す必要があるだろうかということ併せて御議論いただければということで整理をさせていただいております。

続きまして、15ページでございますけれども、(4) 消費者が死亡した場合の対応手順に係る規律についてでございます。自然人である消費者が一定期間にわたり継続して当事者となる場合で、時間の経過によりどうしても当事者が死亡する場合が典型的に生じ得るということで、そういった死亡時をめぐる問題状況につきまして、これまでも、このポツで記載させていただいておりますように、例えば相続人側として、何を解約すればよいか分からないですとか、解約に応じてもらえない、事業者側に本人の死亡という事実が伝わっていないですとか、3点目で、そもそも事業者が取引相手の本人確認を行っている場合と行っていない場合などがあるという御指摘がございました。

これを踏まえまして、一番下のところでございますが、契約当事者である消費者が死亡した場合や一定期間利用がない場合などの対応手順についてあらかじめ定めておき、消費者に事前に説明するよう事業者に努力義務を課すことが考えられるかという形で整理をさせていただきます。

最後に17ページでございます、(5) 規律の対象となる継続的な契約の範囲ということで、最初のお話に戻るのでございますけれども、以上の御検討を踏まえまして、i) の場合に加えて、ii) 、iii) の場合についても、(1) から(4) までの各規律について適用する必要性・可能性があるかどうかというところを御検討いただければというものでございます。

以上が1でございました。

続きまして、18ページから2でございます。

こちらにつきまして、19ページで検討の方向性をお示ししております。1つ目の○で、消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引については、1巡目では、様々な問題や課題があり得る中で、まず取引に係る消費者問題として何が捉えられるのか、それに対してどのような対応が考えられ、その中で消費者契約法で対応できることとして何があるのかといった点について、消費者契約法の射程との関係を踏まえながら御議論いただいたところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、消費者契約法においていかなる対応が考えられるのかについて、さらに検討することが考えられるのではないかとこのようにございます。

具体的な検討事項を20ページ、①以下で整理させていただいております。まず①のところは、消費者契約法の適用対象である消費者契約との関係で、こちらに関しましては消費者と事業者との間で締結される契約であるというところ、消費者が金銭を支払う場合に限られず、自己の情報、時間、アテンションを提供する場合も、契約であるという場合には含まれていると。括弧の中で、基本的に消費者契約法上の現行規定の適用を受けているということを整理（確認）することが考えられるか。

その上で、21ページ、②のところは、消費者契約法が対応し得る問題としてこれまで御指摘いただいたところとして、消費者が望まない契約を締結するという自律的な意思決定の阻害の問題を御指摘いただいておりますところ、①の整理により、前回御議論いただきました配慮の規定を及ぼしていくことで、契約締結についての消費者の適切な判断を確保することが考えられるかというものでございます。

その上で、③のところは、上記以外の問題につきましては、社会的な議論の成熟度に応じ、消費者法制度や消費者契約法による対応が必要かつ適切な場面は何かといった観点から、消費者教育の取組など法制度以外の施策や隣接法分野との関係などを踏まえながら、必要に応じて検討することが考えられるかという形で整理をさせていただいております。

資料の御説明は以上になります。

○山下座長 ありがとうございます。

まず初めに、少し遅くなりまして、失礼いたしました。

ただいま、本日の検討事項の資料1を説明していただきましたが、本日の議事に入る前に、前回のワーキンググループの議事について、前回御欠席の委員から御意見を伺いたいと思います。前回御欠席の垣内委員と北島委員におかれましては、御意見があれば、挙手にてお知らせください。

それでは、垣内委員、お願いします。

○垣内委員 垣内です。前回は欠席しまして、失礼いたしました。

前回、御議論いただいた点のうち、今回の議論にも実質的に関わると思われる点としまして、配慮ということの内容をどう捉えるのかということについて取り上げられていたと承知しております。この配慮という概念は、私自身はこれまであまりなじみがなかった概念で、この配慮というものをどう捉えるのかというところが、なかなか難しいなと思って

きたところですが。前回の資料や御議論を拝見いたしまして、私としては、次のような理解が一応できるのかなという整理をしてみたところで、それについて申し上げるとともに、何か間違っているところなどがあれば、また御教示をいただければと考えております。

具体的には、配慮というふうにあえて表現することに、大きく2つの側面があるのではないかと捉えております。配慮というのは結局、何か積極的にする、あるいはしないという意味では、一定の作為・不作為というところに最終的にはつながるところがあるのではないかとと思われるのですけれども、単に一定の作為・不作為を義務づけるのと何が異なるのかという問題関心ということになります。1点としましては、故意の作為とか不作為だけを見るということではなくて、一種の注意義務を課すという側面があるのかなと思われたところです。前回の資料の6ページで配慮の内容についてどう考えるかという整理がされておりまして、そこでミニマム・スタンダードの1として、消費者の消費者契約を締結するか否かの適切な判断を困難にすることがないようにすることという表現をされております。困難にすることがないようにすることというのは、一体何を指しているのか。困難にするような措置を取ってはいけないというのと何が違うのかということ、これを拝見して感じたということなのですから、これは1つには、消費者の適切な判断を故意に困難にさせるような行為を禁止しているということであるとともに、故意の行為を禁止するだけではなくて、適切な判断が困難になるという事態が生じないように一定の注意を払うということをおそらく含意しているのかなと捉えられるように思いました。ですから、一種の注意義務が伴っていて、単に故意の場合だけを捉えようとしているのではないというところで広がりがあるということなのかなと理解をしたところです。

ただ、そういたしますと、ここでミニマム・スタンダードということで、困難にすることがないようにすることといったことが想定されているわけですが、これが一種の注意義務を伴う問題だといいますと、注意義務の程度といえますか、そういった問題が派生して出てくるようにも思われまして、何がミニマムなのかということをお考えするときには、その点もあるいは考える必要が出てくるのかもしれないという印象を持ったところです。

それから、もう一つの側面ですけれども、これは資料で申しますと8ページの記載からもうかがわれるところで、当然の前提とされているということなのかもしれませんけれども、配慮の内容として具体的に何をすることについては、配慮の主体は事業者ですので、事業者の第一次的な判断に委ねるという側面があるのかなと思われまして、ですから、外部から単純な一定の作為や不作為を命じるのとは異なりまして、ある結果を志向すると、結果として例えば何か回避すべき事態があるということがあるときに、それに向けて具体的に何をすることについては、配慮の主体である事業者に委ねるということなのかなと思われまして、そういう意味では、手段債務とか結果債務とかいう言葉も従来存在するかと思います。一種の結果債務的な性格と申しますか、そういった側面があるのかなというように思われたところです。

そういった点からしますと、配慮というのが努力義務というのと、どういうふうに重なり、あるいは異なるのかというところが併せて気になったのですが、配慮の内容として何らかの注意するというときに、その注意が法的にどこまでの要請なのかということについて、これは不法行為法上の注意義務であり得るというような理解もあり得ますし、そうではないと、そこには至らないという理解もあり得るのだらうということで、努力義務といった場合には、通常は努力をすればいいということですので、不法行為上の義務に少なくとも直結はしないということですが、配慮義務の場合にそこをどう捉えるのかというのは、一応オープンと申しますか、努力義務的なものだけを配慮義務と言うという定義もできるかもしれませんが、そこは整理の仕方は複数あり得るのかなという感じがしました。

努力義務の場合には、一定の特定の行為をするように努力するという形の義務も想定可能でありますし、努力の対象は様々であるということもあり得ようかと思えますけれども、後者の場合には、配慮義務と重なってくることになるかと思えますが、特定されているという場合には、配慮義務というよりは、まさにある行為をする、あるいはしないという義務について、それが法的な義務、まさに行為義務、作為・不作為義務なのか、努力をすべき義務にとどまるのかという双方があり得るということで、そういったところで努力義務と重なる部分と異なる部分が出てくるのかなと。仮にそういう整理があり得るとしますと、ある箇所では努力義務を定めるのがよいのか、あるいは配慮義務を定めるのがよいのかといったようなことが問題となる場合に、今申し上げたような点を念頭に置きながら整理することも考えられるかなという印象を持ったところです。

全く的外れかもしれないのですが、取りあえず私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。大変参考になる御意見だと思います。

それでは、北島委員からお願いします。

○北島委員 北島です。今回は失礼いたしました。

私からは、資料を読んでいて分からなかったことを質問させていただくという形でよろしいでしょうか。具体的に申し上げますと、前回の資料の10ページの⑦のところなのですが、そこでは規範内容をソフトローにより具体化する仕組みについて、どう考えるかとありまして、行政が指針を策定して、その指針が運用における事実上の参酌基準として機能することを想定するという説明が書かれておりました。ここで運用における事実上の参酌基準というのは、指針は法令の内容を具体化するもので、要は法令の解釈基準のようなものであって、それから、指針という名前が使われていることから考えても、法的拘束力はないけれども、民事上・行政上、法規範に準ずるようなものとして扱われることを想定していると、あるいはそれを期待しているというような理解でよろしいのかというのが1点目です。

その上で、その指針を策定するのに、策定に当たって協議する官民協議会というものが書かれていますので、それについてお伺いしたいのですが、一般的に法令の解釈基

準は所管官庁が単独で、あるいは利害関係人の意見を聴いて、専門的知見から策定するものだろうと思っております。ここで官民協議会の場において、協議する場として官民協議会を設置することと、そして策定するというのは、国が官民協議会に参加して、そこで意見を聴いて、それをもとに指針を策定するイメージなのでしょうか。それとも、もう少し積極的に官民が対等な立場で話し合っ、一緒に指針をつくり上げていきたいと思いますというイメージで理解すればよろしいのでしょうか。

仮に後者の一緒につくり上げていこうよというものであるとすると、官民協議会で策定されたものは、どちらかという利害関係の結果として、国としては国として守ってもらいたいこと、消費者としては消費者として求めていること、事業者としては遵守できそうなものを調整した結果かと思えます。そうした指針は、ベスト・プラクティスとして示すのはよいかと思うのですが、先ほど言いましたように、法令の解釈基準として捉えるとすると、そうした利害関係人が話し合っつった調整の結果を法令の解釈として捉えることが果たして適切かというのがよく分かりません。この点、いかがでしょうか。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

御質問ということですので、事務局から。

○伊吹専門官 北島委員、御質問ありがとうございます。

いずれの御質問との関係でも、⑦の検討事項自体は、これまでソフトローの活用に関して様々な御意見をいただいたところで、配慮に関する仕組みとの関係で、それをどのように具体化できるかということが検討事項でございます。そういった意味では、何かこれ自体に決め打ちをしているというよりは、皆様の御意見などをいただきながら、さらに検討していければという趣旨でございました。

その上で、叩き台的にこのポツで記載させていただいたところで申しますと、1点目につきましては、先生がおっしゃっていただいたうち、解釈基準のようなものがこの想定に近いのかなと思っ伺っおったところでございます。実際に配慮をしていただく際の具体的な参酌基準というものを、ここで想定していたところでございます。

2つ目の官民協議会の点は、具体的に行政と官民協議会との関係をというところも、ここではアイデアをいただきながらということだと思っおりましたので、決め打ちをしているものではないのですけれども、おっしゃっていただいた中だと、まずは国が1点目の指針を策定する際に、この官民協議会などの御意見を伺うというやり方があるのではないかといいところは1つございますが、今御指摘いただいた意見なども踏まえて、またさらに検討していければいいところでございます。

○北島委員 ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討事項のほうの議事に移らせていただきます。

まず、資料に関しまして、資料の5ページから10ページに記載があります検討事項(1)

につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合は、挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合は、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくよう、お願いいたします。

それでは、お願いします。垣内委員、お願いします。

○垣内委員 1点、大変単純な確認の質問だけなのですが、3ページの検討の必要性の1つ目の○で、継続的な契約の範囲について、i)、ii)、iii)の3つの類型に整理をされているところなのですが、このiii)の類型について、その次の○の最後のところで、これは専ら消費者の義務だけが履行され続ける場合ということなので、最初のi)、ii)、iii)だけを見ると、i)とiii)は両立し得る感じがするのですが、そうではなくて、iii)はi)に該当する場合を除くという意味でよろしいのでしょうか。そうであれば、そのことを明確にさせていただくほうがいいのかないかという感じもしたということです。

取りあえず以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

継続的契約の概念自体は5のところでもやりますが、議論の前提になる質問ですので。

○伊吹専門官 御質問ありがとうございます。i)に関しましては、前回も要素として御議論いただいたところでもございました。前回までの御議論を踏まえて整理をしていくという観点で申しますと、継続的な契約に関しての規律を御検討いただく際に、i)からiii)の要素に着目した場合にどういった問題点があり得て、それに対して消費者契約法としてどういった規律を設けていくことが考えられるかというところがあるかと存じます。その上で、ある種、要素としては両立する場面は、実態としてはある取引に関してはあると思うのですが、その取引に関して、どこから光を当てた場合に、特に対応すべきものが出てくるかという観点で考えております。そういった意味で、i)とiii)が両立する場面は当然あると思うのですが、その場合でも、主に問題として考え得る要素としては、i)の商品・役務が相当期間にわたって提供される場面に関して、規律を考えていくということが考えられるのではないかとこのところがございます。逆に、下の○の「iii)については」で記載させていただいていたのは、iii)の要素だけ、これだけが生じ得る場面としては、事業者側からの商品・役務の提供ではなくて、消費者が専ら対価を支払い続けるという場合には、これは分割払いとどう違うのだろうかというところが出てくるのではないかと趣旨で整理をさせていただいてございました。

○山下座長 ありがとうございます。大分議論の前提になる部分でもございますので、確認をさせていただきました。

それでは、5ページ以降の部分につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 後藤です。幾つかあるのですが、まず、今の定義、継続的な契約の範囲について、基本的には相当期間提供され続ける場合ということで、実態としてはこう

いう捉え方になるのかなと思うのですが、契約としては、例えばよく携帯電話などであるのは、2年間固定ですというような契約があったりするわけですがけれども、それとは別に、例えば毎月更新で続いていく場合も実態として長く延びることがあるわけです。最初から長期間の固定契約なのか、それとも一定のもう少し短いスパンで、ただ更新を繰り返すことを予定しているのか、これはやはり契約としては重要な違いではないかと思っております。特に事業者の側からすると、長期間の固定契約の場合には割引などを認める代わりに、続けて入ってもらうという意味がある。他方で、更新型の場合には、両側に見直しの機会が常にあるということですので、やはり継続的な契約と言うときに、この違いはどこかで織り込まれていくべきではないかという気がしております。それをどうお考えでしょうかというのが御質問の1つ目になります。

今の話は、5ページの③で継続的な契約について、どういう場合に解除するか、法的解除権がない場合についてということなのですからけれども、例えば長期間の固定契約の場合に、最初に一定期間を約束したのにもかかわらず、急に途中で抜け出したいというのは、契約法理からすると非常に例外的な話になってくるのに対して、更新型であれば、要は更新の機会にもう辞めますということさえ言えばよいという話になってくるので、大分違ってくるように思えます。それを一緒くたにして「合理的な条件」という一つの基準で扱おうとすると、合理的とはそもそも何を意味するのかということころはまた1つ質問したいところではあるのですが、やはり議論が混乱しかねないので、今の点はやはり取り込んでいただくべきではないかなと感じております。

その上で、ほかのこともついでに申し上げさせていただきますと、5ページの①の簡便な離脱方法というのは、何をもちいて簡便とするのかというのが非常に曖昧であるように思われまして、恐らく事業者側からすると、これは何をやればいいのか分からない。仮にソフトロー的なものにするのだとしても、これだとワークしないおそれがあるように思います。前のラウンドで議論になっていたのは、例えば、ネットで申し込めたのであれば、ネットで解約ができるべきであって、そのときに電話をしなければいけないことになっていて、電話が永遠につながらないということだと、これは困るという話でした。このときの「簡便」というのは、電話ではなくてネットということなのかもしれないのですが、これはやはり最初にネットで入った以上は、ネットで出られるべきだということであれば、もう少し、どういうフォーマットを用意するかということが具体化されるので、この簡便な離脱方法というのは、少し抽象的過ぎないかなという気がしているところであります。

これに対して、6ページで過度な規制はやめてくれという、これは恐らく事業者側からの御意見があって、過度な規制は、過度であればしないほうが良いというのは一般論としてはそのとおりかと思うのですが、今の話のどこが過度であるのかということころがあまり詰められていないように思います。加入時と同じ方法でというのは、そんなにおかしなことを言っているわけではないように私は個人的には思うのですが、この点、もう少し詰めていただく必要があるのかなと思っております。

仮にそういうルールが入ったとして、違反の場合の効力をどうするかというのが②のところなのですが、これは前回も議論になりはしたかと思うのですが、民事的な効力をそれ自体としては定めないというのは、どういう意味なのか。例えば違反したことによって無効になるとかそういうことは書かないけれども、不法行為の損害賠償責任を基礎づける要素になるというのであれば、これはやはり民事上の効果を認めていることになると思うのです。「それ自体としては民事的な効力を定めない」というのは、言い方次第なのかもしれないのですが、ちょっとミスリーディングな気がしますし、もし本当にそのような効果すら与えないということであれば、結局あまり意味がない規定になってしまう。それでも守ろうとするまともな事業者は、その対応に苦慮する一方で、そんなものはサンクションがないから無視するという悪質な業者にとっては、何も怖くないということになってしまい、それを防ぐ行政的なエンフォースメントがどれだけ期待できるのかということ、やはり消費者庁さんが全てということは難しいのだとすると、そこにはやはり限界がある。だとすれば、民事的な効果を正面からちゃんと検討すべきではないかと思われるところがございます。民事的な効力の話は、その後もほぼ全てのページに出てくる気がするのですが、全てに当てはまることかなと思っております。

7ページと9ページも、民事的な効力の話は今申し上げたとおりなのですが、差止請求を発展・活用するというのは、これは具体的に何をお考えなのか、いまひとつイメージがつきにくいところがあります。特に差止請求というのは、本来、業者が何かいけないことをやっているのをやめなさいという話であって、情報提供しろというときに、差止請求というのはちょっとなじまない気もするところではあります。これはどういうふうに取り組むことをお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

また、最後の9ページのところなのですが、解約妨害を禁止するかどうか。意図的な解約妨害であれば、当然そんなことはやってはいけないと言えるかと思しますので、これを禁止すること自体に異論はないのですが、問題は、意図的な妨害であったのだということ、例えばさっきの電話での解約がなかなかつながらないという話なのですが、意図的に電話をつなぐりにくくしていることを消費者側が立証することはほぼ不可能だと思いますので、解約妨害は禁止したとしても、それだけでは多分ワークしないように思います。ちゃんと消費者側が立証できるような基準にした上で、かつ違反のときの効果が、これはさっきの繰り返しになってしまいますけれども、本来であれば解約したかったということですので、解約の効果までダイレクトに認めるのはなかなか難しいのかもしれませんが、例えば本来であれば解約できていたのであれば、次期のお金を払わなくて済んだのであれば、それを取り戻す、もしくはそれを損害賠償請求とかそういう話になってくる。そうだとすると、これはやはり民事的な効力があるということになってくるので、その点もちゃんと詰めて議論すべきではないかと感じております。

いろいろなことを申し上げてしまって恐縮ですが、以上でございます。よろしくお願ひします。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局のほうから説明を。

○伊吹専門官 御意見等いただきまして、ありがとうございます。幾つか御質問も含まれていたかと思しますので、順番にと思うのですけれども、まず1点目に御指摘いただきました、契約自体がもともと長期のものを想定して締結されるものなのか、ある程度更新を繰り返すものとして想定されるのかで違うのではないかという御意見もいただいていたところでもございました。3ページでお示ししておりました要素自体は、1巡目の御検討内容を踏まえたものでございまして、これを中心に整理を試みたものでございますが、それ以外の要素を全く否定する趣旨ではございませんでしたので、今いただいた御指摘などを踏まえて、さらに御議論をいただけるとありがたいと思っております。

2点目につきまして、5ページの①の簡便なというところについてでございますが、こちらも先生がおっしゃっていただいた例などを含めて、1巡目に御議論いただいていたところかと存じます。主にそういった解約方法が消費者にとってなかなか、実際に解約権があったとしても行使が事実上難しい場面に何か対応できないかという趣旨ではございました。

これまでの御議論でも、実際にどういったものが適切なのかは、各取引によっても違うのではないかという御指摘もあったところでもございましたので、ここではコンセプトとして簡便なということで記載をさせていただいております。その上で、実際にそれぞれ事情が異なり得るということがございましたので、努めるものとする規定ですとか、あるいは配慮する規定ということで対応することが考えられないかという趣旨ではございました。ただ、その上で、具体的にどういったものが考えられるのかなどにつきましても、先生に御指摘いただいた点を含めて、御議論いただけるとありがたいと思っております。

違反の効力などにつきましては、幾つか、同様の記載ではあるのですけれども、それぞれの規律の内容ごとに、どこまでのエンフォースメントと申しますか、法的な効力、それは民事なのか、それ以外なのかというのは御議論の対象かと思っております。

5ページのところで申しますと、今申し上げたように、いろいろな取引によって事情が異なり得るということがございまして、努めるものとする、あるいは配慮することとするとした上で、それ自体、直接の民事的な効力を法律で定めないというところを想定しておいたところでもございます。

不法行為に事実上つながり得るという点は、前回でも御議論いただいたところではあるのですけれども、まずはここで想定しております記載としては、法文上、何か違反などを義務などとの関係で民事的な効力につなげる形で規定するものとするかどうかということで記載をさせていただいております。その上で、そうではないとした場合に、事実上、不法行為の認定などに使われ得るとするのは、ある種、一般的なお話でもあるかということで、ここでは直接記載しておりませんでしたが、その点も含めて御意見をいただいておりますので、その点も含めた御議論をいただけるとありがたいと思っております。

その上で、7ページなどに出てまいります差止請求制度との関係でございます。こちらにつきましては、先生御指摘のとおり、差止請求という言葉からも、実際の規定からも、まずメインとなってくるのは、現行ですと不当な行為を停止させる、あるいは予防させるということでございました。ここで発展・活用と記載させていただいている趣旨は、先生御指摘のとおり、情報提供義務ということで、一定の作為を求めていくことになってまいりますので、その実効性確保として、あくまで現行の差止請求制度をさらに活用していくことが考えられるか。具体的にはそういった作為を適格消費者団体が求めていくということが考えられるだろうかという趣旨でございました。

その関係で、※で少し御紹介しておりましたのが、現行の規定でも、停止、予防に加えて、停止・予防に必要な措置を取ることを請求することができるということで、下の裁判例で申し上げますと、不実告知自体を停止させることに加えて、従業員に周知徹底させるとか、そういった面である種、一定の作為を求めることが含まれ得るところでございましたので、それをさらに発展していくことが考えられるかどうかということでございました。

最後、9ページの解約妨害の禁止につきましては、先生がおっしゃるように意図的な場合ということだけの対処で足りるのかどうかということで、5ページの先ほどの簡便な離脱方法というところと関わり得るところかと思っております。具体的に、この難しさなども含めまして、ここはどういった規律とすることが適切かを含めて御議論いただければありがたいと思っております。

差し当たり以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。今後藤委員の質問とほぼ同じ質問になってしまうのですが、簡便な離脱方法というのは、やはり人によって、事業者によってかなり評価が分かれるところなので、なかなか難しい表現だろうと私も考えております。結局、この問題と申しますのは、これも後藤委員がおっしゃられていたことなのですが、契約に入るときと出るときの方法が違う。容易な方法で入れるのに、出るときの方法が難しいというような、出るときと入るときの方法の違いとか不均衡に問題があるように思います。ですので、もし表現するとすれば、簡便なというよりは、入るときと出るときの方法が均衡していなければいけないとか、そういったような書き方ができるのかなと思いました。

入るときにやさしくて、出るときに不親切だというのは、ビジネスをしていれば当然のことなのですが、それは方法の上では今言ったようなことが言えますし、あとで出てくるような情報提供などについても、入るときは非常に情報提供してくれるのに、出るときは全然情報提供してくれないということが、次の7ページの問題なのかなと思います。入るときと出るときにの均衡をしなければいけないようなことは、一般原則的な問題として書くことができるのかもしないと思います。それが1点目です。

2点目は、差止請求制度についてです。情報提供義務についての差止請求制度と、それ

から、9ページでも解約防止の禁止についても差止請求制度の対象とするかということが書かれております。情報提供のほうは、差止請求によって情報提供義務を課すということだったと思いますが、単に情報提供させるために差止請求をするというのは、手続的には結構重いものなので、仮に対象にしても、それが有効に活用されるのかなというところは少し疑問に思います。

ただ、情報提供義務を怠っていることと解約の防止をしているというのは、一応、区別されていますが、相対的なところがありますので、解約防止の禁止について差止請求の対象とするのであれば、情報提供についても、対象としておいてもよいように思います。

まとまりがなくすみません。私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、西内委員、お願いできますでしょうか。

○西内委員 ありがとうございます。北島先生や後藤先生がおっしゃった点と関連することについて述べさせていただこうと思います。つまり、私も簡便な解約方法については、均衡性というものが重要な要素になるのだろうなということはおぼろげながら意識していたのですけれども、ただ、必ずしもそう言えるのかということか、全ての場面でそう言えるのかというのはよく分からないところであって、さらなる議論が必要ではないかというのが意見として述べさせていただきたい内容という形になります。

すなわち、例えばサブスク契約であっても、かなりの額の負担が生じるようなものについては、契約締結手続についてはむしろ慎重さが求められるようなもの、つまり一定の厳格性や書面性などの様々な意思確認が求められるようなタイプのものがあり得るはずだと思います。そういったものについては、むしろ契約に入ること自体への慎重さを求められるという趣旨からして、離脱についてはむしろ簡単かというと、契約に入るときよりも解約のほうを簡単にする必要性があるように思うわけです。そういった意味では、単純な均衡性というよりは、その契約の内容ということか、趣旨ということか、あるいは消費者の負担ということか、その辺りを考えながら見ていく必要性もあるのかなと思われるわけです。

他方で、例えばサブスクリプション契約に関して、一定の経済学的な正当化がされ得る場面であるというふうに議論される1つの例として、意思の弱さということか、そういうものを補うために、自らを契約に縛り付けるために何かしら契約という場面もあり得るわけです。例えばそういった例でよく出されるのが、ダイエットのためにジムに通うと、一定程度お金を支払うことについてコミットしておいた上で、その上でジムに通わざるを得ない状況をつくり出して、弱い自分というものをたきつけるような、そういうタイプの契約をすることに合理性があるのだというタイプの議論があり得るわけです。そういった場面だと、契約締結に関しては簡便けれども、解約については、むしろある程度慎重であってもよいのではないかという観点も正当化要因としては出てくる可能性があると思うわけです。

まとめると、契約の類型や内容、あるいは消費者に生じる負担の大きさとか、様々なも

のに考慮した上で、均衡性についても議論する必要性があるのかなというのが私なりに思ったこととなります。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。1つ目は、同じところになるのですが、3ページの継続的な契約の範囲ですけれども、これはやはり定期的な契約と分けて考えるべきではないかと思いました。定期的というのは、後藤委員がおっしゃったように、2年間継続するみたいな形に事前に期間が決まっていて、しかし、それは比較的長いという場合。これについては、そういう契約に入るか入らないかというところで、契約の全期間にわたるコストベネフィット分析がされているのが本来であると。それで定期的な関係に入ることによって、例えば事業者からすると割引を安心して提供できるというような信頼が成立しているわけなので、これを途中で勝手に打ち切るとするのは、本来は背信行為になるという側面があるわけです。

他方で、サブスクリプション契約を考えると、これは当初契約に入る際に、例えば1か月ということコストベネフィット分析をする。本来想定されている合理的な消費者であれば、1か月たったところで継続するかしないかを考えて、ここまで1か月間でどのぐらいサービスを受けたかしらみたいなことを想定して、継続するかどうか改めて判断すべきはものではないかと、現実にはそこで漫然とした判断が行われ、十分なコストベネフィット分析なしに継続されてしまうところを問題として捉えるべきではないのか。

逆に言うと、あるかどうか分からないですけれども、オプトイン型の継続的な契約はあまり気にする必要はなくて、要するに放っておくと打ち切られてしまうのだけれども、続けたいですと本人が言ったら続けられるというのは、むしろこのような明示的意思決定を促している、強制しているわけであるから、漫然とした判断が生じるような危険性をあまり意識する必要はないであろうと。

繰り返すと、サブスクリプション的に継続されるオプアウト型の契約というのを問題として捉えるべきではないかと思います。そうすると、ii) とかiii) の話は性質が違うものですよねと言えないのではないかと思いますというのが1つ目です。

そこに関連して、i) で同等の商品・役務というのもちょっと気にかかるところがあって、つまり、例えば音楽のサブスクリプションサービスとか、動画でもいいですけれども、あれは同一の役務を享受しているかと言われると、その期間に一本も見なかったりするわけですね。要するに、ここで提供されているものは、一定のサービスを受けることができる権利なのではないか。実際の商品でも役務でもないところがポイントなのではないかということも関連していると思いました。

もう一つは、5ページの簡便な離脱方法のところ争いが生じているところです。これについて言うと、1つの考え方は、やはり簡便性にこだわるというところで、例えばクリ

ック3回以内に解約できないと駄目ですみたいな非常に客観的なルールを置くというのは一つの考え方であるだろう。ただし、それが常に適切な規制になるかと言われると、それは議論の余地が大分あるだろうなと思うところです。

もう一つの考え方は、やはりこれは合理性なのであると。一般的には、契約に入る場合の手續と出るときの手続に著しい不均衡があるのは、やはり不合理だと言えるけれども、場合によっては、しかし、それが合理化される余地があるかもしれない。特に離脱が困難になる場合であっても、これは消費者契約法の範疇ではないと思いますけれども、お医者さんの世界で言うと、急にやめてはいけない薬があるのです。そういう場合に、はい、やめたいですといと一瞬言ったから、直ちに打ち切っていいかと言われると、それはよくないということにされているわけであって、そのような合理的理由があれば、それはサービス停止をするのに時間をかけるとか、そこに慎重な意思確認を要するということがあっても、それはそれで構わないのではないか。ただ、一般的に言うと、非対称性があつたり、妨害的であるようなものは不合理だと言えるので、それはいけないと言ってしまっているのではないかと、そういう考え方もあるかというふうに思うということです。

差し当たり以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 私からもあと2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、直前の大屋委員の発言がありました、後藤委員、北島委員、西内委員からも発言があった簡便な離脱方法に関してなのですけれども、大屋委員が言われた簡便性にこだわる方法と合理性にこだわる方法というか、アプローチというか、これが2つあり得るというのはそのとおりではないかと思えます。その上で、例えばクリック3回でというような明確かつ簡便な規律というものは、これは特定の取引形態を想定する場合には、場合によってあり得るのではないかと思われるところですけれども、例えば消費者契約法といったような形で、消費者契約一般の規律として考える場合には難しいところがあるように思われまして、そうすると、消費者契約法の議論としては、やはり合理性の点が中心になってこざるを得ないのかなというような印象を持っているところです。

そうすると、何が合理的な離脱方法と言えるのかという話になってくるわけでして、その点では、先ほど来御指摘がありますように、契約を締結する段階と離脱する段階とで均衡が必要ではないかというのは1つ重要な視点なのだろうと思えます。ただ、これも西内委員から御指摘がありましたように、常にそろっていればそれでいいというものでもないということがあるように思われます。その先はいろいろなアプローチというか、組み立て方があるのかなと思えますけれども、例えば一般論としては、不合理、合理性のない形で離脱方法を困難にすることは認められないというような考え方を出発点とした上で、契約に入る段階と、出る段階で、出る段階のほうが難しいと。例えば、入るときはネットでできるのに、出る段階は電話でしかできないというような場合には、ある種、合理性を欠く

ことが推定されると。したがって、それは合理的であるということを事業者の側できちんと説明する。訴訟になれば立証するというようになってくるのかもしれませんが、そこもいろいろな段階があるかと思いますが、そういった形で段階をつけた規律を考えるということも一つの方法としてあり得るのかなと思いました。これが1点目です。

2点目は、差止請求制度の関係ですけれども、これは資料ですと7ページ辺りの話になります。これは資料の記載の趣旨についての御質問になるのかもしれないのですが、差止請求制度を発展・活用するというときに参考になる点として、停止・予防に必要な措置を取ることを請求することもできるようになっているということが挙げられていて、この必要な措置として、周知徹底とか、従業員への指示とか通知といった作為が含まれているということで、確かにこれが参考になる点はあるのかなと思います。ただ、現在の消費者契約法12条で例えば1項を見たときに、停止もしくは予防に必要な措置というのは、当該行為の停止もしくは予防に必要な措置ということで、当該行為というのは、消費者契約法4条1項から4項までに規定する行為であって、今の規定ぶりからすると、この当該行為に当たるものがうまく設定できる必要があるのかなと。そうすると、4条1項から4項までに規定する行為に加えて、合理的な理由がないのに解約を困難にする行為とか、何かこういうものが出てくるのであれば、そういう方向も考えられるのかなと思いますけれども、そういったことを御提案されているということになるのか、ちょっと私の理解が、必ずしもそういうことではないということであれば、その点について補足的に御説明いただくとありがたいと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

最後の点、事務局への質問だと思いますので、よろしくお願いします。

○伊吹専門官 御質問いただきありがとうございます。まず、資料の検討事項としましては、コンセプトとしまして、こういった情報提供義務などを導入していった際に、その実効性を確保する際に、適格消費者団体が一定程度それを実現に向けて役割を果たしていただくことが考えられるかという、ある種、コンセプトとしてお示ししておりました。その上で、実際にそういったものを具体化していく際には、先生がおっしゃった以上の書きぶりのようなものを前提に、ここに純粹に新たな規定を加える形でそのまま成り立たせるのか、あるいはまた別の形を考えていくのかというのは、確かに考えていくところだと思いますので、その点を含めて御議論いただくとありがたいと思っております。

○山下座長 よろしいですか。

○垣内委員 どうもありがとうございます。いろいろあり得るということだと思うのですが、1つのポイントというか、考慮を要するかもしれない点としましては、今、差止請求権、12条がまさに不特定かつ多数の消費者に対してということになっているわけですので、何か情報提供というようなことを考える際にも、そういった不特定かつ多数の当事者向けに第一次的に行う措置。例えば、ウェブサイトに分かりやすく書くとか、そうい

うことがあるのかもしれませんが、あるいは個別の契約の際にこういう説明をするというマニュアルを整備するとかもあるのかもしれませんが、そういうレベルの問題と、個々の消費者に対して具体的に何か作為をするというレベルの問題とを区別して考えたほうがよいのかなど。個別消費者に対する作為ないしは給付ということを直接的に請求していくということだと、現在の差止請求という考え方からすると、だから駄目だということにはならないのだと思いますけれども、一歩先へ進むことになるのかなと思われしますので、その辺りをどう考えるのかというところが検討課題になってくる気がしております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。まず、5ページのところからですが、大前提として、今回、議論されていない項目ではありますが、重要なものがあると考えております。今日のデジタル社会において、消費者のニーズがいろいろ変化しやすい中で、過度に長期間拘束をする契約をそもそも認めてよいのかという点があるかと思っております。現行法でいえば、消費者契約法に定められている過量販売の一つの類型としても位置づけることができるかと思っておりますが、現行法の規定では、完全に対処ができないということなのではないかと思っております。

そうしますと、例えば過度に長期間の拘束をするような契約については、一定期間経過後に解除権を付与するとか、あるいはソフトローとの組合せによって各種業界において一定期間以上の拘束を認めないとか、いろいろなやり方があるのではないかと思います。

その基準の定め方、次の点ですが、離脱の方法の定め方については、先ほど申し上げました消費者契約法4条4項も基準自体は抽象的なものとなっていますので、一応それをモデルにしつつ、何かしら離脱方法について条文上定めることは可能なのではないかと思います。あとはソフトローで補完をするということもあり得るかと思っております。

先ほど後藤委員からもお話がありましたように、私もこれを努力義務として定める必要は必ずしもないと思っております、可能であれば義務として定めるのが望ましいのではないかと思います。

サンクションとしては、後藤委員からもお話がありましたように、民事的な効果を付与するというのも望ましいかと思っておりますし、また、行政ルールや差止請求で補うことも可能かと思っております。

一応、離脱の方法自体は提供しているのだけれども、離脱の方法が著しく不便な場合には、ウの項目の離脱妨害として議論することになるのではないかと思います。

あと、離脱をした後の、以前に消費者側の利益とかはどうするのかというお話があったかと思っておりますが、それは精算ルールの問題として処理すればよいのではないかと思います。つまり、解約自体、離脱自体は認める必要がありまして、努力義務ではなくて通常の義務で認めた上で、消費者側の利益とかについては合理的な範囲での精算を定めるという

ことかと思えます。

先ほど離脱をすること、これはどこで申し上げるのがよいのか難しいところはあるのですが、今忘れないうちに申し上げますと、契約の中には離脱をある程度とどめさせることが消費者の利益にかなうかもしれない場合があるというお話があったかと思えますが、個人的には、消費者契約法のレベルでは、これまで問題が多発しているわけですので、継続的な契約については離脱方法を提供することを義務化して、後で出てきますように、情報提供義務とかも課すことは大事かと思っています。恐らく消費者をパターンリズム的に見てとどめさせる必要があるような場合については、個々の特別法でそういう規定が別途置かれることになるのではないかと思います。その業界であったり、その契約類型であったりに即して、別のところで、離脱をさせないような必要性があるというのであれば、それは別途また手当てをすれば足りるのではないかと思います。個人的にはあまりそういう契約は想定できないところだというのが率直な印象です。

垣内委員からお話がありましたように、合理性というものを基準として用いると、合理性がある離脱方法なのかどうかということが、結局、消費者側から主張・立証することになって、追加的な負担がかかってしまいます。個人的にはダークパターンのことを考えた場合であっても、結局、ダークパターンで問題になりやすいのが、例えば、個人データを提供しますかというところで、選択肢が「はい」か「設定を変える」しかないというようなことです。つまり、これはまさに不均衡が問題になるわけなのですけれども、やはり入るときと出るときと同等の手段だということが一般論としては消費者の期待とかに対応することなのではないかと思います。そのため、入るときと同等か、それよりも容易な離脱方法を認めるということを法律上義務化することが望ましいのではないかと思います。

次が7ページのところですが、この情報提供義務につきましても、同じく後藤委員からお話がありましたように、これも努力義務にする必要はないと思っております。その理由としましては、これはもしかしたら皆様も同じような御経験があるのかもしれませんが、今日のデジタル社会で、自分がしてきた継続的な契約を適切に管理するということは非常に難しい状態になってしまっていて、これは私自身もそうですが、もしかしたらそれも一つの消費者の脆弱性として位置づけることもできるのかもしれないと思っております。最近の議論ですと、デジタル脆弱性とかという言葉も出てきていますが、それも含めて脆弱性として捉えることができるのではないのかと思っております。そうしますと、簡便な方法で解約ができるというだけでは足りなくて、方法はあるのだけれども、それを失念していたということであれば解約はできませんので、努力義務ではなく、通常の義務としての情報提供ということが大事かと思えます。

後藤委員、垣内委員からもお話がありましたように、これまで想定されてきた差止訴訟とは少し性質が異なるように感じられますので、今回パラダイムシフトという枠の中で議論がされてしまっていて、差止請求の発展や展開についても議論の対象となっていますので、義務づけの訴訟としての可能性も正面から議論する必要があるのではないかと思います。

ます。

次が9ページのところですが、解除・解約を妨害するというような場合につきましては禁止行為にするべきだと考えておりますし、後藤委員からもお話がありました。努力義務にしてしまいますと、結局このような解約が困難になる状態が生じるのは、ナッジとかダークパターンを用いて妨害をするような理由によるわけですので、努力義務にすると問題が解決しにくいというか、結局同じような状態が続いてしまうことになるのではないかと考えております。

ただし、先ほど後藤委員からお話がありましたように、これも意図的にか、主観を問うような規定ぶりにしてしまいますと、また消費者側が主張・立証をどのようにしていくのかという問題が生じ得ますので、客観的に判断可能な基準を設けるのがよいのではないかと思います。9ページの事務局資料から出ているような項目は、客観的に主張・立証可能なものなのではないかと考えております。これだけでよいのかと言われると、まだ検討の余地はあるかと思いますが、少なくとも客観的に判断が可能な基準を、これもソフトローで補完するということも考え得るかと思いますが、そのような定め方が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

一通り議論は出ましたかね。それでは、ありがとうございます。少し時間が押していますが、次に、資料の11ページから14ページに記載があります検討事項(2)と(3)、既にお話も出ているかと思うのですが、これも改めて御議論をしていただければと思います。更新・変更に関することでございます。

それでは、お願いいたします。垣内委員、お願いします。

○垣内委員 差止請求の話なので、先ほどのところにも同時に関係するところではあるのですが、例えば11ページ、あるいは13ページでもそうなのですが、一方で差止請求制度の発展・活用の可能性と、他方で先ほど来議論になっている何らかの規範を定めるとしつつ、民事的効力を定める規定とはしないとか、努力義務とするとか、そういった方法も示されているということなのですが、現在の差止請求制度ですと、まさに取消の対象になるような行為のおそれがあるとかそういったことで差止めになっているわけで、民事的効力というか、あるいはまさに禁止の対象になっているというところで、そのおそれがあるときに差止めということになっているように思われます。そうすると、例えば通知義務とかそういったものについて、あくまで努力義務であるとか、民事的効力はないのであるという前提を取りつつ、しかし、それをきちんとしていないときに何か請求して、履行させるようにするというところまでいけるのかということ、なかなか、民事的効力もあると、あるいは努力義務ではなくて義務であるということであれば、それが果たされていないときに消費者団体が請求するということは、すんなりとつながりそうな感じもするのですが、そこが一方は違うということになりますと、そうなり得るのかという

か、十分な説明ができるのかというところも一つ論点になりそうかなという感じもいたしまして、その辺りも考えていく必要があるのかなという気がいたしました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

○黒木審議官 せっかくですので垣内先生に御見解を伺いたいと思うのですが、今おっしゃっていただいた現状の差止請求の在り方等との関係ということですが、差止請求は御承知のとおり消費者契約法に最初に入りましたけれども、景品表示法であるとか、様々なところに入っております。そこでは必ずしも民事効に関する規定ではないものに入っているということで、現に使われているという面もあろうかと思いますが、その辺りについて、先生としてどのように整理をされているのかとか、お考えがありましたらお聞きできればと思っております。

○垣内委員 ありがとうございます。私は消費者契約法ばかりに目が向いていて、ほかでどうかということは十分前提としていない形で発言をしてしまいましたので、そういう例との均衡という観点から認められるのかどうかという形での議論ということになってくるのだらうと思います。

今まさに話題となっているこれらの具体的な規律について、差止めの対象とすると。これは消費者契約法でということになるのかと思いますので、その場合にどこまでできるのかということは、景表法等を踏まえて考えることになるのだらうと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 お願いいたします。まず、11ページの更新の場面ですが、これまでも申し上げてきましたように、デジタル社会においてはかなり問題が多発しているところかと思っておりますので、締結と同様に厳格に規制していく必要があると考えております。その仕方ですが、例えば事前通知を必須として、事前通知がない場合の黙示の更新は認めないということであったり、あるいは消費者側の事前の承諾、これはかなり時間的に近接していることが望ましいかと思っておりますが、明示的な時間的に近接している時点での承諾、あるいは追認を要求するというやり方もあるのではないかと思います。これも努力義務ではなくて通常の義務であることが望ましいと思っております、行政的なルールが機能するかもしれないし、これも差止めの中のまさに義務づけ的な位置づけとして追加することも考えられるかと思っております。

あと、13ページですが、これも前にも申し上げましたが、変更の場面については、民法の定型約款の規定ではそれなりに事業者にとって変更しやすいという規定内容となっていて、特則としまして、具体的には548条の4の第2項の特則になるかと思っておりますが、消費者に離脱権を確保して、離脱権に関する説明義務を事業者に課すということも考えられるかと思っております。民法の規定上、離脱権というものは保障されていませんが、548条の4、

1項2号の中にその他の変更に係る事情ということ、その中で例えば消費者である相手方に代替措置が用意されているのかというのは考慮される余地があるのではないのかと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。私からは質問になります。

13ページにある継続的な契約が変更される場合が問題としている場面の射程の話なのですが、例えば②で挙がっているのは、変更後の契約内容という形で契約の中身ですね。例えば契約の文言などが変更された場合を念頭に置くもので、それ自体が入るのはそうなのだろうと思うのです。他方、例えば、音楽のサブスクリプションサービスなどで、多くの人が聴いていた音楽がなくなるとか、あるいは全国の店舗で提供されているサービスについて自分が利用している店舗が閉鎖されるとか、契約内容の変更とは言い難いようなものも、ここで検討する規定の射程に含むのかどうかというのが少し気になったところです。この点について含むと考えると議論すべきなのか、そうではなくて、先ほどカライスコス先生が例として出された548条の4のように、契約内容が変更されたという場面だけを念頭に置いて議論する話なのか、その点について事務局からお考えがあれば伺えればと思った次第です。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

○伊吹専門官 ありがとうございます。主に想定していたのは、先生がおっしゃっていた、まさに契約の内容が変更されるという場合でございましたが、外縁としてどこまでのものが問題になり得るかというのは、御議論としてあると思いますので、今御指摘いただいたところなども含めて、御意見いただけるとありがたいと思っております。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員、お願いします。

○後藤委員 私も今の変更のところの話になるのですが、約款の中身自体を変えるという話と、そうではなくて、そこは何も変わっていないのだけれども、単に提供されている、例えばお店で売られている商品の数が減りますとか、それに近いような話が今、西内先生から御指摘があったところかと思えます。さらに、14ページに出ている、例えば無料期間が終わって有料プランに移行しますといった話は、契約は恐らくそのまま、その中に入っている主なところにも変化はないのだけれども、どのプランに入っているのかが切り替わることで、消費者からすると、最初の1か月は無料プランだったのが、普通に1か月過ぎたので有料プランに移行しましたという話があり、これも質的には違う話なのかなと思えます。

13ページで書かれているのは、今、事務局からも御指摘があったように、契約の文言が

変わる話を想定されているということなのですが、それはむしろ民法とか約款規制のほうでやっている話で、それで捉え切れないものを捉えようとしているのではなかったのかなというのが、今お話を伺っていて思ったところなんです。特に、例に挙がっているプランの切り替えのような話は、切り替えますかと聞かれて、切り替えるのだったらそれでいいわけですので、恐らく、最初に入るときに、1か月経ったら翌月からは無料プランではなくて有料の枠組みに移行しますよということを合意している場合に、当事者からすると、それ込みでの契約だったはずなわけですけども、ただ、自分の負担というところでは変わっているし、人によっては無料プランが終わったら解約しようかなと思っているのをそのままにしてしまうということもあるかもしれないので、このような場合をどうするかという問題だと思います。これに対して、(3)で書かれている話は、当初合意した内容から中身が変えられてしまうという問題であるように思います。これは本来、両当事者の合意がない上で変更できないのを、民法で一部、約款変更ができるようにしているわけですが、その話は大分質が異なるように思います。これらの問題を、全部まとめて「変更」として扱ってしまうのか。それぞれ問題があり得るのでしょうけれども、当初合意した内容から変わるという話については、既に一定の手当てがなされているわけですし、また、そもそも民法でも、548条の4の要件がかかっているわけですので、それを今、どうこうするよりは、それ以外のところに焦点が当たるべきなのかなという気がしました。

先ほど西内先生からお話のあった、例えば近くの店舗が閉ざされてしまったとか、このコンテンツを見たいと思って入ったサブスクからそれが落ちてしまったとかいう場合には、それは入っていたものがニーズに合わなくなったので解約したいという話だとすると、契約の変更云々というよりは、やめたいときにやめられるという先ほどの話のほうで処理できるような気もします。

そうすると、残るのは、ここの例に挙げられているようなプランが切り替わっているときにどうするかという問題です。そのタイミングでやめられるということがあるのであれば、その情報と機会さえ提供されればいいような気もするので、変更の規律の民法の特則という大がかりなことになくてもいいような気もするのですけれども、そこをどのようにすみ分けて、どのようにアプローチされるのか。先ほどの西内先生の御指摘もそういうものだったのかなと思うのですけれども、追加で申し上げさせていただきました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。大屋委員、お願いします。

○大屋委員 1つ目は、今出てきた話について、サブスクリプションサービスで配信される作品が変わったから毎回通知しなければいけないというのは、非合理過ぎてあり得ないわけであって、やはりここでは具体的な役務や商品ではなくて、権利の問題として捉えるべきではないか。要するに配信されている作品にアクセスする権利というのが契約の対象なのであって、その具体的な配信内容が変わりますというのは、したがって、契約とし

ては変動していないというふうに見るべきなのではないかと思いましたがというのが1点です。

もう一つは、これは非常に小さい話で、だから皆さんしゃべっていないのだと思うのですけれども、13ページの(3)の⑤は否定的でよろしいでしょうということです。特に(2)で更新時の通知をきちんと担保しているのであれば、そこから有利変更される場合に改めて離脱権を保障する必要は本来ないであろうと。契約期間更新の際のノーティスにおいて、前回より有利に条件変更されていますよということを、できれば知らせてねぐらいの話でよろしいのではないかと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 お願いいたします。先ほど西内委員が指摘された点、非常に重要だと思っております、私も個人的にそういう経験はいろいろしております、継続的な契約で、見られたものが見られなくなったという細かいレベルの話ではなくて、かなりの数の作品が削られたとか、アクセスできていた重要なサービスにアクセスがもう認められないということがあります。それはやはりこれまで議論されてきている、まさにお話があったように、変更というレベルではなくて、やはり長期間拘束される中でいろいろそのような事態が生じ得る中で、消費者に離脱の権利を確保するべきだという一般的な議論の中で、今後、検討をしっかりとしていく必要があると考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。垣内委員、お願いします。

○垣内委員 すみません。先ほど不用意な発言をしましたので、それに関して若干の補足というか、付け足しなのですけれども、確かに景表法等の例もあることなので、法律上禁止規範があって、それについて差止請求権を与えるということは一定の場合にあり得るのではないかという感じがいたします。ただ、消費者契約法で何か通知義務等の規律を設けるといえるときに、その義務の強度とか性質がどの程度のものなのかというところは、やはり考慮要素としてはあるのかなという感じがしております、その評価によってということになる感じがいたします。

必ずしも義務が民事法上の義務であったり、民事法上の効果を伴うということは不可欠ではないのかなと思いますけれども、どういう性格のものであれ、かなり遵守の要請が強い義務であるというようなことで差止請求につながっていくのかなと思いますので、規定の仕方、私は先ほどはちょっと不注意で、努力義務が前提となり得るかという点も問題としましたけれども、努力義務というのはこの資料では差止請求の前提とはされていないと思いますので、努力義務はつながらないというのは当然の前提なのだと思います。ただ、規定はあるけれども、ほかに実効確保の措置は差止請求だけであるというような組合せは、

やや新奇な感じもするという事なので、その辺りをどう考えるのかということに帰着するのかなと理解いたしました。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかは、この点についてはよろしいでしょうか。

それでは、次は（４）です。15、16ページになります。当事者の死亡時の対応手順の規律について御意見、御質問をいただきたいのですが、御発言いただく場合には挙手をお願いいたします。

北島委員、お願いします。

○北島委員 全くの感想なのですけれども、死亡時の対応手順については、以前の意見にもありますように、事業の内容もいろいろですし、パターンもいろいろで、なかなか一律に決めるのは難しいところなので、事業者ごとに対応手順を決めておくというふうに、手続的に規律をするよりほかないのかなという印象を持っています。

その上で、恐らくこれは事業者が別にやりたくなくてやっていないわけではなくて、むしろこういう問題があることであるとか、どういうふうに対応すればいいのかということについて、あまり情報を持っていないとか、そういうところに問題があるようにも思います。ですので、努力義務とするということも注意喚起という点ではいいかなと思いますが、その前提として、ベスト・プラクティスとかそういう形で、こういうことができますよという情報提供を積極的に国の側からやっていくことも、重要なのではないのかと思います。

私からは以上です。

○山下座長 どうもありがとうございます。

それでは、次に移っていただきまして、資料の17ページに記載があります継続的な契約の範囲です。これは最初のところでも少し議論があり、かつ私の理解では、今日の（２）から（４）までのところで頻りにこれに関係する問題が出てきたと思いますが、改めて何かございましたら、お願いいたします。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 これは以前のラウンドでも申し上げたことなのですけれども、まず、何について、どういうポイントについて記述をしようかとするところとも連動する話だと思っておりますが、一般的なことを申し上げますと、いわゆる継続的な契約として、長期間もしくは更新型でやっていくという場合に、解約の機会を確保するという話は、長期間拘束されるので、そこから離脱できるようにするという意味では、それはそれでいいような気もするのですけれども、例えば一つの契約で、先払いで後から物が来ますとかという場合ですとか、単に相当期間にわたって対価を支払い続けるという ii) と iii) の場合は、大分性質が違っているところもあるような気がします。iii) については、単純に言えば分割払いにしているだけの話ですので、それは割販法とかでもやっている話であり、それをここで持ち込むことが果たしていいのかどうかというのは、ちょっと慎重に考える必要があろうかと思っております。

また、ii)のほうは、単に長期間というよりは、途中で要らなくなっただけだとすると、もともと例えば2年、3年拘束されているというものとは質が違うような気もするところですので、このii)とiii)を、確かに時間というところだけ見ると似ているようなところもないではないのでしょうかけれども、あまり一気に広げるのはどうなのでしょうねという少し慎重な意見を前回申し上げたつもりでございました。それは今も変わっておりませんということをお知らせいたします。

○山下座長 ありがとうございます。

そうですね。iii)につきましては、事務局も基本的には割販法等、信用取引に関わるようなところで既に規制があるということで、むしろi)のほうを中心に念頭にという御趣旨ではないかと理解しておりますが、今の御指摘、事務局との認識のすり合わせという意味でも重要かと思えますので、議事録のほうでとどめさせていただきます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。先ほど継続的な契約と定期的な契約はやはり区別して考えたほうが良いということをお知らせしました。その上で、定期的な契約については、やはり契約に入る段階で、全期間にわたるコストベネフィット分析がされている上で契約に入っているということをお知らせすべきだとはおっしゃいましたが、カライスコス委員の御指摘のとおり、それが1年間、2年間ならまあいいとして、10年間とかそういう場合に、通常の消費者の判断能力で十分な利害計算ができるかと言われると、それはそれでやはり問題があるということは事実だと思います。

したがって、定期的な契約についても、カライスコス委員の御指摘のように、やはりあまりに長期にわたるものについては、途中の離脱権を認めるとか、あるいはそもそも認めないとか、そういった規制も必要かもしれないと思いましたがということはお知らせしたいと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。17ページについて一言だけコメントですが、i)とii)とiii)の性質が違うというのはよく分かるのですが、個人的に懸念しているのは、ここを明確に分けて、区別して取り扱うことによって何か脱法的な行為が生じるのではないのかという可能性についてはしっかりと検討をする必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員 一番最初にした御質問に関わるようなところで、ちょっとのみ込みが悪くて申し訳ないのですが、i)、ii)、iii)の場合ということなのか、それとも、これ

はあくまでも考慮要素というか、問題の所在を示しているという話なのかということがあって、場合ということだと、i) と iii) というのは両立するかもしれないけれどもみいたいな話もあったかと思うのですけれども、考慮要素ということで考えたときに、i) で何が問題なのかということを見ると、問題なのは、多くの部分はやはり対価を払わなければいけないと。提供されたものを処分するのも大変とかということがもしかしたらあるかもしれませんが、提供され続けること自体が問題というよりは、提供されるし、だからこそ対価も支払わなければいけないと、そういう関係に拘束され続けていることが問題なのかなと思われまので、問題の所在を示すという意味なのか、場合なのかということは、やはり何か少しもやもやと両方が場面によって前面に出てくる感じがして、ここの整理がもう少しクリアになると議論しやすいのかなという感じを個人的には思ったということです。

17ページで言われている ii) 、 iii) の場合、ですから、i) の要素がない場合について、(1) から (4) までの規律を適用する必要性・可能性があるかということ、それは必ずしもないのかなという点は、私もそうかなと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございます。資料1の1につきまして、様々な御意見をいただきました。私の進行の不幸で、(5)の部分を十分整理せずに議論をしてしまったかなという気もいたしました。

まず、私から少しお話をしますと、恐らく、一番最初に後藤委員が言ってくださり、最後にも大屋委員が御指摘になったように、定期的な契約と、短期だけれども更新していくというタイプの契約というか、長期の契約と毎月更新型とは違うのではないかという話は、おっしゃるとおりであり、法的には違うのだと思うのです。ただし、問題の生じ方、すなわち、長期間のサービスが提供される中で、サービスが要らなくなったときに簡単にそのサービスを停止できるのかという形で問題が生じるという意味では、事実上同じような問題が生じるというのが、事務局側の問題意識ではないかと思えます。

そのときに、2年間と定めたのに、途中で解約したいと言い出すのは、それは契約違反の問題になるはずだというのは、法律上は全くおっしゃるとおりなのです。しかし、そのような契約であるということを契約の締結時にきちんと説明しているかとか、あとは仮に2年間と事前に定めていても、事情が変更した場合を想定してどのような対応ができるかということについて、事業者側で一定の配慮をしておくことは考えられると思います。結局、ニーズがなくなったサービスを受け取り続けて、対価を支払い続けなければいけないという事象に着目して、事務局のほうは資料をつくってくださったのかなと思っております。

そういう意味では、非常に雑多というか、いろいろな契約が入っているということで、

途中でもいろいろ議論がありました。いろいろな事業者がいて、いろいろなサービスの提供があり得るといふ御指摘があったわけですが、消費者契約法の中で消費者契約一般のルールとして定めるといふことについて、途中でニーズがなくなったものについての離脱方法といふか、どのように問題を解決するかといふことについて、事業者に一定の配慮をしてももらえないだろうかといふことが、問題意識としてあるのだと思います。

そういう意味で言いますと、その次に非常に熱心に議論していただいた、簡便という基準を事務局が出してきたのも、分かる気がします。契約に入るときと出るときのアンバランスさという基準だと、契約の種類によっては、アンバランスさが不合理な場合もあるし、不合理でない場合もあることになってしまう。途中でこのサービスはもう受けたくないと思ったときに、サービスを停止したり、対価の支払いを止められるかどうかについては、あまり明確な基準を出さずに、事業者の側に一定の配慮を求めたいという趣旨かなと私は理解しております。均衡性といふような具体的な基準はむしろソフトローレベルの話としておいて、もっと抽象的な形で書きたいといふことで、事務局としては簡便性という基準でまとめられたのかなと思っています。

もっとも、簡便性という基準より、合理性のほうがいいのではないかといふご指摘もあり、その点は非常に参考になったと思いますので、この辺も含めて、この後、議論をしていくのではないかと思います。

それとの関係で、義務違反の効果の部分で、垣内委員からの確に整理していただきましたが、民事効を直接結びつけずに、差止請求という形、しかし、差止めと言いつつ、一定の作為を義務づけるというものも含めるといふような効果についての御提案についてです。恐らく、ニーズの変化に伴うサービスの終了については、多様な配慮の仕方があり得る中で、事業者側で十分な配慮ができていない部分について、これこれこういう形で対処してくださいといふような一定の作為を要求したり、あるいは、こういうところは事実上妨害に当たっているから、故意でないにしても控えてくださいといふ形で、不作為を要求したい。それができれば、あまり民事的に個別の事例について責任を問うという話に踏み込まずにルールをつくれるのではないかといふ趣旨で事務局の提案は用意されたのだと思うのです。難しいものがたくさんあるなか、広い範囲をカバーする一般的なルールをどのようにつくるかといふことに関わっていますので、今日いただいた様々な御意見を整理して、もう少し具体的なルールを工夫していくことが必要かと思っています。

ということなのですが、よろしいですかね。

それでは、次に「2. 消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律」というところに進みたいと思いますが、資料の20から22ページに記載があります。検討事項について御意見、御質問をいただければと思います。よろしくお願いします。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。私からは一応確認というところになります。情報、

時間、アテンションという形で3つ並列されているのですが、アテンションは、時間に吸収されないアテンションというのは一体どういうものを想定されているのかなというのが少し気になりました。アテンションというのは、情報や時間に比べるとやや不明確な概念なので、どこまでの射程を持つものとして読めばいいのかが少し気になったというところで、事務局からのお答えがあればと思った次第です。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局からあれば。

○伊吹専門官 ありがとうございます。情報、時間、アテンションを提供する取引というのは、参考とさせていただいたパラダイムシフト専門調査会報告書から指摘をいただいていたところでした。そういった意味で、例えば、消費者が金銭を払う場合でなくても、契約である以上は、消費者契約と考えられるかということで、ある種まとめて扱わせていただいているところがあるかと思っております。時間やアテンションがどこまで違うのか、それに何か差異が生じ得るかというところは、もし御意見などあれば、いただければと考えております。

その上で、パラダイムシフト報告書でアテンションに関して少し書き下して記載いただいているところを読み上げますと、人々が払える関心・注目・注意・認知コストなどを御指摘いただいていたので、当時、具体的にイメージされていたのは、その種のものなのかと理解しているところがございます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 ありがとうございます。この問題を扱った1回目のラウンドのときは欠席をさせていただきましたので、今回初めて意見を申し上げるのですが、アテンション、情報、時間を提供する場合は社会的に問題になっているのは非常によく分かるころではあるのですが、これを消費者契約法で何とかしようとするに違和感を覚えております。といいますのは、情報については、まず、個人情報保護法でカバーすることができる話であり、個人情報保護法のやり方がいいかどうかという問題はあろうかと思うのですが、基本的にはそちらの領分なのかなと思っております。

時間とアテンションの話なのですが、要は、例えば延々とサブスクの配信を見続けてしまったり、またはサブスクではなかったとしても、ユーチューブやティックトックであれば、アカウントがあれば、なくても良いのかもしれませんが、ずっと見続けるということはできるのだと思います。それが問題であると、時間の無駄じゃないですかということはあるかと思うのですが、それに消費者契約法を適用して何をしたいのかというのが、私にはまだよく分かっていません。

また、そういう契約がなかったとしても、だらだらと何かを見続けてしまうということ

はあるわけですし、SNSとかスマートフォンが出てきて、さらにその傾向が強まったかもしれませんが、昔からテレビをだだ見続ける人はいたわけですし、それと何が違っていて、それをどう規律したいのか。また、アカウントがある場合だけを捉えることで、それで何か解決になるのかということ、ちょっと疑問があるところでもあります。

これを整理しても、別に実害はないのかもしれないのですが、この話を入れることによって、今回の改正全体の中でここに注目が集まってしまって、ほかのもっと実益のありそうなところが進まなくなるとするともったいないなという気がします。また、この問題については、幾つかの国が一定年齢以下の方のSNS利用を規制し始めたりしていますけれども、そのやり方がベストかどうかはともかくとして、そういうサービスの利用の仕方そのものに関わる話であり、それは消費者契約法といった角度からのアプローチではないのではないかという気がします。

これは究極的に言えば、そんなに使うなということはどういうふうに言っていくかということなので、これを消費者契約法に入れ込むのがいいのかどうか、パラダイムシフト専門調査会で御指摘があったというのは重々承知しているのですが、それにどこまで付き合う必要があるのかなというのを、その議論に関わっていなかった人間としてはちょっと思っているところがございます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。多分、関わった人間として弁明する義務があるだろうと思って、若干申し上げます。

1つ目は、集めた情報をどう使うかという話と、情報の集め方というところで区別しなければいけないというのを1ラウンド目に言ったような気がするのですが、情報を集めた上で、それをどう活用するかとか、第三者提供するかというところは確かに個人情報保護法で規律されているわけですが、例えば、情報を集めた対価として提供されるサービスの内容が虚偽であったとか、その表示に誤りがあるというようなケースは、個人情報保護法では対応できないわけなので、どちらかということ、それはやはり対価の問題として、消費者契約法がいいかどうか分かりませんが、消費者問題として対応する必要があるのだろうと思います。

もう一つは、アテンションのほうで、子供のSNS利用とか、いわゆるアテンションエコノミーの問題ですね。延々と見続ける問題みたいなものは、これはどちらかということプラットフォーム規制であるとか、そちらのほうで扱われるべき問題であろうと思いますし、場合によってはある種の情報法の領域における禁止規定みたいなものが列国できつつありますので、そういうもので対応すべき問題かと思います。

こちらもうやはりアテンションの対価として提供されるべきサービスとか、商品も中にはあるかもしれませんね。それが虚偽であった場合みたいなものが、やはり契約の不適切性

の問題としてここに出てくるのではないかというふうに整理し得るのではないかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。後藤委員。

○後藤委員 大屋委員、御説明どうもありがとうございました。少し問題意識がクリアになったように感じているのですけれども、こういうサービスを受けられるのでと情報を提供したら、受けられなかったとか、そういう過程に問題があるとする、それは確かに問題であろうとは思いますが、そうであるとする、それはやはり情報の取得過程の虚偽表示があったとか、そういうところに問題があるのであって、金銭の対価だけの場合ではなくて情報を提供する場合を広く消費者契約法の対象にしましょうというよりは、もっとピンポイントで議論をしたほうがいいのではないかなと思います。少なくとも、私のような誤解に基づいて議論が変なほうに行く可能性は少なくなるのではないかという気もしております。

また、アテンションのほうについては、私が不理解なのだと思うのですけれども、これは何かを見てしまうとか、何かをクリックして見られるもの、そういう情報の中身の正しさはそんなに問題になっているのでしょうか。個人情報に渡してしまうと戻ってこないという話はあるわけですが、そのときにアテンションを提供している人は、一瞬の娯楽が得られればいいと、もしくは何か関心がある情報を、虚偽であったとしても、主観的に満足を得ているのだとする、そのこと自体が問題ではあるのですが、うそをついてお金を巻き上げるとか、個人情報をだまし取るということとはちょっと質が違う問題が入っているような気がします。そうだとすると、時間、アテンションという話と情報の話は、これもやはり混ぜると少し問題が錯綜してしまうのではないかなという気が、今の御説明を伺ってなおというか、むしろより思うようになったというところだけ申し上げておきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。カライスコス委員、お願いいたします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。この点について、まず、大前提としての確認というところではありますが、消費者契約法は現行法のままでも、特に契約が有償であることは求めています。前にもこういう発言をした記憶がありまして、確かに前に西内委員がおっしゃられたように、救済のところではお金を取り戻すとか、何かしら有償性を想定したような救済ぶりになっているところはあるつつも、基本的には現行法のままでも、個人データ、情報とか時間とかアテンションが対価として提供される契約にも適用されるということのまず再確認をしたいと思います。

そうしますと、恐らく今回議論されている、いただいた資料の文言でも整理（確認）と

書いてありますので、そのことを消費者側として、消費者が広く認識しているのかという  
と認識していなくて、それによって競争の歪みも生じるところです。例えば特定のSNSを使  
うためにお金を払っている場合であれば、お金を払っているので、このコンテンツにアク  
セスできないのは駄目ですねとか、こういう機能が使えないのは駄目だということにそれ  
なりに権利主張ができるわけなのですが、そうではなくて、自分の情報を提供している場  
合には、どうしても無償だという印象を受けやすく、そうすると何かしら、自分が本来  
であれば自分の情報の対価として提供されているサービスとかコンテンツにアクセスでき  
ない場合でも、これは無償だから仕方がないということで、消費者側も実際にはビジネス  
モデルとしてお金が生まれるようなデータ、情報を提供しているのに、結局その事業者間  
での不均衡が生じてしまうとか、いろいろな問題が生じるのだと思います。

そうしますと、今後、恐らくビジネスモデルはそちら側に流れるように思えます。ヨー  
ロッパだと、例えばフェイスブックにアクセスするために、お金を払うのか、データを提  
供するのかとか3つぐらい選択肢があるらしいのですが、日本ではどちらかというとお金  
を払っていないから、これは無償だというような認識がされやすく、それによって消費  
者が権利主張とかを躊躇してしまう、あるいは全くしないということがあり得ます。その  
ため、まさに資料に書いてあるように、これを、現行法でも対応はできるのだけれども、  
整理（確認）することには、パラダイムシフトとしての将来性を考慮した場合には大きな  
意義があると考えております。

ほかには、個人データは先ほど申し上げたとおりSNSとかに、例えば、自分の投稿とかも  
含めているデータを提供したり、あるいはアプリでそのようにしたりしているにもか  
かわらず、何かあったときにはそれは無償だというような扱いで対応してもらえないとい  
うトラブルが想定できるところです。時間とアテンションの場合は、私はよく経験してい  
るのですが、ネット上で何か記事を読みたいと思ったときに、まずはこの動画を見てく  
ださいと。動画が流れ終わった後で、明確に上に、これでアクセスできるようになりまし  
た、対価としてみたいなことが書いてあって、やっとアクセスができるということがあり  
ます。大屋委員がおっしゃられたように、そう言われたから自分のアテンション、西内委  
員がおっしゃられたとおり、それは時間とかぶるところもあるのだと思うのですが、例え  
ば1分なら1分、30秒なら30秒提供するという判断をしたのに、アクセスしてみたら空っ  
ぽの無意味なものだったというときに、これは無償で提供されたのだからいいでしょうと  
いうことだと、やはり消費市場にも問題が生じ得ますし、同じく事業者間での競争の歪み  
も生じ得ます。ここは消費者庁から出ている提案どおりだとは思いますが、あくまでも  
一つのメッセージとして、これは現行法のままでも金銭を支払う場合には限られていない  
ということを整理（確認）した上で、20ページの②にありますように、何かしら配慮の規  
定を及ぼす必要があるのではないのかと思います。結局、それによって自律的な意思決定  
の阻害というものが生じ得るので、そういう配慮の規定を及ぼすことも併せて必要なの  
ではないかと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。西内委員、お願いします。

○西内委員 これも私、前回1巡目で申し上げたことの繰り返しみたいになるのですが、後藤委員がおっしゃっていたように、これを消費者契約法の規律対象に本当にするのかどうかということについて考えないといけないのだろうと思うわけです。第1巡目で申し上げたように、とりわけ効果との関係でどう考えるのかというのがあるわけですし、つまり、現在のスライドで映していただいている20ページにありますように、例えば取消権の対象とすると考えたとして、取消権によって発生するのは、民法121条の2にあるように、原状回復義務であるわけですね。そして、原状回復義務に関しては、金銭については非常に容易に想定できる。これに対して、情報について原状回復と言われても、渡ってしまった情報は不可逆というか、消すといっても、消せないわけではないにしても、消すという措置プラス何かを求めるのか。例えば事業者側がそれによって利益を得た場合に、その利益の部分を吐き出させるというところを含むのかどうなのかということについて、通常、民法で議論されているような原状回復として想定できるものなのかどうかということ自体がそもそも議論の対象になりそうな気がするのです。

また、時間とかアテンション。例えばアテンションを認知コストとかと考えたとして、時間とか認知コストの問題だと考えたとする、これは事業者にもそもそも渡っていないような気がするのです。消費者が消費しているということだけであって、事業者が何かを受け取っているというものには、情報よりも観念しづらいところがある。そうだとすると、原状回復というところで問題が処理できるのかと言われると、そうではないだろうという気がするわけです。せいぜい、情報の場面での救済も共通するのですが、不法行為の問題として、つまり無駄な情報提供をさせられているとか、無駄な時間を費やされているというところにつき損害賠償を認める形で問題が議論されるのかなと思われるわけなのです。そういうものでよいのかどうなのかということも含めて、議論する必要があるのかなと思います。つまり、金銭を想定してある程度つくられている取消などの制度に関して、ここでの規律というものを、消費者契約法の規律を情報や時間、アテンションに同じように及ぼす必要性はあるのだろうかということをもまず一方で考えないといけないだろうと思うわけです。

他方で、21ページの②にあるような規律については、先ほどから議論があったようなところ、配慮義務に関して、その情報とか時間について、無駄な契約に入らないようにというところで規律を及ぼすべきだということ、こちらについては想定しやすいように一見思えます。しかし、この点は多分、後藤先生の御指摘が関わってくるところです。つまり、通常であれば、例えば金銭を支払うような契約について適切な配慮を求める場合には、自分の支払った金銭、それ自体の価値については消費者にとっては明確なので、事業者がやるべき説明や配慮の内容としては、契約内容を適切に伝えるとか、必要ない契約に入ら

ないように配慮するとか、そういったところになってくるのだろうと。どちらかというところ、事業者が提供するサービスについて、何かしら情報提供するというのが中心になるのだと思うのです。これに対して、情報について考えてみると、金銭とは違うところがあって、つまり消費者が取られた情報というものが、情報法の分野で議論されるように、その後、様々な形で使われ得るのだということについて消費者の想像が及んでいないからこそ、無償での契約やそれに近いものだと考えてしまう問題があるわけです。ただ、このような消費者が提供する情報の価値がわからない問題に関しては、果たして消費者契約法で通常議論されているような説明義務や配慮義務の話なのかと言われると、より情報法特有の問題が絡んでくるように思われるところです。そのような意味で、後藤先生がおっしゃったように、ここで議論することがそもそも適切なかどうかということをも真剣に考えないといけないのかなと思ったというのが私のコメントになります。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。これまでの議論で各委員がおっしゃられたことは、私もよく理解できるのですが、ただ、再確認として申し上げたいのが、現行法でも適用対象にはなっているということです。つまり、効果の場面でいろいろ困難があるからといって、解釈的にこれは消費者契約法の適用対象から除外されているものではないので、少しこの議論の流れに気をつけないと、逆に、そもそも含まれているものを今後除外していきましようというような理解をされてしまうとよくないなと思ったのが1点目です。

効果面でいろいろ問題があるのであれば、将来的に、現状では消費者庁からの資料にありますように、適用を受けているのだということの整理、確認をするということが1つまず大事であって、その効果をどのように使うのかというのは、取消権とか契約条項の無効というのにも入っていますので、場合によっては事業者側が定めている約款の中での契約条項の無効とかというような場面で効果が及ぶことも考えられると思いますし、差止請求とかの対象としては、より広く、いろいろな使い方が想定できるのではないかと思います。個人的には実務上何か救済とか効果の場面で困難なところがあるからといって、これをあたかも適用対象から外してしまうというような誤解が生じるのはよくないなと思っており、先ほども言いましたように、効果で必ずしも何も使えないわけではなくて、やはり民事的な効果の中でも使えるものはあると思いますし、また、配慮義務の規定が入りますと、ソフトローとの結びつけもできて、いろいろと波及するところがあると思っています。さらには差止請求の一つの局面としても大事なのではないかと考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 西内委員からの御発言の中で一言だけ加えたほうがいいのかと思いました。

アテンションについてですが、消費者の側で勝手に消費しているだけではないかという話もあるのですけれども、例えば5秒間なり30秒間なりぼうっとしろというアテンションの集め方はあまりないわけですし、普通は広告を見せるわけですね。ぼうっとしていないかと言われれば、ぼうっとするのですけれども、二面市場のもう片方に自動的に接続されていて、アテンションを換金する仕組みにつながっているわけですね。したがって、そこに出てきた金銭的な利益というものは想定し得るであろうと思います。ただ、時間自体は巻き戻せないだろうと言われれば、それは全くそのとおりのので、原状回復という観念に一定の限界があるよねということについては正しい御指摘だと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。垣内委員、お願いします。

○垣内委員 全く雑駁な感想だけなのですけれども、例えば、無料のサービスなのだけれども、利用するにはアカウントを作成しないとイケないということで、その規約とかもあって、アカウントを作成して、情報も取られるというような場合については、これは契約として考えるということは従来の見方からしても十分あり得るし、その際にお金を払っていないけれども、情報等を払っていると考えると、それは消費者契約たり得るということは十分あり得るのかなと思うのですけれども、アテンションのみというカライスコス先生が挙げられたような、非常に見たいと人に思わせるようなある動画を、これを見れば見られますよということで見たら、その先には何もなかったというような場合について、そもそもこれは契約がそこにあつたと見ることができるとかということ、従来の普通の考え方からすると、なかなか難しいところがありそうです。

しかし、アテンションは取られたので、契約をしたというふうには言えないのであれば、それは不法行為なのかという話になってくるのかと思われまして、契約によって語れる部分については、消費者契約法の適用も一定の範囲ではあり得る話なのだろうと思ひまして、カライスコス先生のお話の一部はまさにそういう場面に当てはまるのかなと思うのですけれども、従来あまり契約と思っていなかったようなところで、それを契約と構成することもやり方によってはできるのかもしれないのですけれども、そこまですることにはどの程度の意義があるのかということが問題となってくるのかなという感じがいたしました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。この点は非常に、消費者契約法でそもそも扱うべきなのかという問題提起を後藤委員等からしていただき、西内委員からも議論がありましたが、カライスコス委員からは、むしろこういったものにも適用があり得るということを確認するべきではないかという御指摘があり、ヨーロッパでの事例なども御紹介いただいたということではないかと思ひます。ただ、今、最後に垣内委員からおっしゃってくださ

ったように、どこまでを消費者契約として見るのかによっても適用範囲が変わるので、そこは少し慎重に考えないといけないということがあったかと思えます。

私が今、各委員のお話を聞いた印象は、大屋委員もおっしゃっていたように、情報を対価として、何らかのサービスを受けるというような形になっているものについて、ところが、サービスが何もないという話になると、それはやはり消費者契約の問題ではないかというのは非常にイメージがしやすく、一定の問題があり得るなという気がいたしました。ただ、西内委員からあったように、取消しはできないでしょうというのは全くおっしゃるとおりだと思うので、どちらかというところ、私のイメージは、差止めとかの話で、そういうサービスが不適切なサービスで情報を吸い上げているというときに、それはやめてくれというようなことを言うのかなと何となく思っていたのですが、その辺も含めて非常に難しい問題があるということですね。

ただ、この問題、どこまで適用対象にするかということは難しいし、単なるアテンションの話まで含めていくと、ちょっと射程が広がり過ぎるのではないかという気もしますので、その辺をより具体的に限定して、こういう場面について、こういうことをしてはいけないというような部分の話を具体化したほうが、多分議論が進むのではないかという気はいたしました。ありがとうございました。

それでは、本日は2のほうで横断的な検討事項についても御議論いただくことになっております。こちら先ほどと同様に、初めに事務局から説明をしてもらい、その後、質疑応答、意見交換を実施していきたいと思えます。

事務局からお願いします。

○伊吹専門官 資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

横断的な検討事項ということで、1ページに1から3まで挙げさせていただいております。1巡目で検討いただいた各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組みですとか、消費者団体訴訟制度(差止請求)の発展可能性については、これまでに御議論いただいた各パートで扱っていただいているものということで、残りのものとしてこの3点を挙げさせていただいております。

まず、2ページから「1. 行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み」についてでございます。

3ページに検討の方向性を整理しております。まず1つ目の○でございます。1巡目の御議論では、消費者契約法において正当化のための要素を組み合わせた行為規範・契約内容規範を設けることが考えられるか、設けるとしてどのような規範が考えられるかということにつきまして、直ちに違法となるわけではない一定の契約条項類型を対象として、一定の要素、例えば一定のソフトローへの適合や適格消費者団体による評価等を満たす場合に正当化されることとする仕組みを中心に御議論いただきました。

この点につきましては、いわゆるグレーリストを導入する積極的意義に関する御意見ですとか、不当行為についてもグレーリストの導入を検討する必要があるのではないかと

いった御指摘などがあった一方で、消費者の権利義務に直結する形での正当化の仕組みについては慎重な検討を要するとの御意見ですとか、認識のそご・拡大解釈への懸念を指摘する御意見などもあったところでございます。こういった御意見を踏まえて、検討することが考えられるのではないかとということでございます。

4 ページは検討事項でございます。正当化要素を消費者の権利義務に直結させることについては慎重な検討を要することを踏まえますと、ここにもともと背景にありました予見可能性を確保しつつ柔軟な対応を可能とする規律の在り方としましては、前回御議論いただきました配慮に係る規定のハードロー上の規範をソフトローにより具体化するという仕組みを導入し、当面はその中で対応することが考えられるかという形で整理をしたものがございます。

続きまして、5 ページから「2. 『消費者』概念・定義規定の在り方」でございます。

こちらは6 ページに検討の方向性をお示ししております。1 巡目の御議論では、「消費者」や「消費者契約」の概念・定義につきまして、「消費者の脆弱性」との関係ですとか、先ほど来御議論いただきました消費者が自己の情報、時間、アテンションを提供する取引との関係を踏まえて検討いただき、メルクマールや定義自体に変更を要するとの特段の御意見はなかったと認識しているところでございます。

それを踏まえまして、7 ページに改めて検討事項ということで整理しております。まず①「消費者の脆弱性」との関係ですけれども、1 点目で、消費者ならば誰もが脆弱性を有するという点について、目的規定にその旨を定める場合には、消費者の概念上も前提となるのではないかと御指摘ですとか、あと2 点目で、消費者と事業者のメルクマールとの関係を実質的に見ていった際には、事業としてまたは事業のために契約の当事者となる事業者は、情報やノウハウのほか人員や設備等を含む取引のためのインフラの利用可能性により、人として有し得る脆弱性を補うことが可能であるということに対して、そうではない消費者は脆弱性を有したままの状態で行関に関わることになりますので、従前のメルクマール、事業として、または事業のために契約の当事者となるかどうかということで、脆弱性の有無を区分することが可能であると考えられるのではないかと御整理をお示ししております。

また、②は直近で御議論いただいたところと重なりますけれども、情報、時間、アテンションを提供する取引との関係では、現行の消費者契約の定義を前提に、今後は消費者がこういった取引、情報、時間、アテンションを提供する契約についても、消費者契約に含むことを自覚的に捉えていくことが考えられるのではないかと御整理をお示ししております。

③のところ、1 巡目の御議論の中で出ておりました、脆弱性を捉えていった際に、消費者と並べて脆弱な事業者ということへの対応を要するかどうかという点につきましては、今までの御議論を踏まえますと、消費者と並べて脆弱な事業者を新たに消費者契約法の対象に加える必要はないと考えられるのではないかと御整理をさせていただいております。

続きまして、最後の項目になりますが、9ページから「3. 法目的の在り方」でございます。

こちらは10ページの検討の方向性です。1つ目の○で、1巡目の御議論では、各規律の在り方についての検討を踏まえて、目的規定の在り方について御検討をいただきました。その中で、①で消費者の脆弱性への対応という要素ですとか、②で様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を実現するという要素を加えるという方向性については、特段御異論はなかったかと認識しております。

これまでの御意見を踏まえて、具体的にどういった内容が考えられるかということとさらに御検討いただくことが考えられるのではないかとということで整理をしております。

11ページの検討事項でございます、1つ目の消費者の脆弱性への対応という要素との関係では、これまで御指摘いただいたところとしましては、1点目で、まず、消費者の誰もが脆弱性を有すること。これは具体的には脆弱性が発現し得るということ。2点目で、現在の取引環境において、単に消費者の自己決定に任せるのみでは自己の利益を十分に実現し得るような十全な判断を行うことができない状況であるということ踏まえることの必要性。3点目で、消費者の脆弱性については、消費者が自律的な意思決定あるいは合理的な意思決定をすることができない事情として捉えるですとか、あるいはそれについて何らかの説明を加えることが考えられるのではないかと。4点目ですけれども、全ての人について対等な関係性でルールを定める民法と異なり、脆弱性を有する消費者とそのような脆弱性を有しない事業者との間での契約に関するルールを定めるものということが要素として考えられるのではないかと御意見をいただいていたところでございます、そういったものを要素としてお示しさせていただいております。

②が先ほどの2点目の関係ですけれども、これに関しては黒ポツのところ、健全な市場の実現に向けて、事業者その他の消費者契約法に関係する者が役割を果たし、連携・協働することや関係から生じる信頼が保護されるべきということが考えられるというものでございます。こういった要素などを踏まえて、目的規定を見直していくという方向性が考えられるかということで整理をさせていただいております。

説明は以上になります。

○山下座長 それでは、質疑応答に移ります。

まず、資料2の1に関して、4ページに記載があります検討事項について、御意見、御質問をいただきたいと思っております。御発言いただく場合は挙手にてお知らせください。よろしく申し上げます。

北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。4ページのハードロー上の規範をソフトローにより具体化する仕組みにつきまして、そもそもハードローとソフトローという言葉が、この研究会では通常とは違うような使い方がされていたと記憶していて、この文脈でハードロー

とソフトローがどのように使われているのかということも気になるのですが、それは置いておくとしても、ここで言うソフトローというものがどういうものなのか。それから、それをどのようにつくるのかということによって、そのソフトローが獲得する正当性ということも変わってくるので、その辺りをもう少し詳しく検討したほうが、ここでいう正当化要素として使えるかどうかという議論もしやすくなると思います。

○山下座長 ありがとうございます。

1につきまして、ほかに御議論はございますでしょうか。カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。まず、参考になるほかの制度ということですが、国土交通省の法令適用事前確認手続、ノーアクションレター制度というのがあります。これが一つ制度的には参考になるのではないのかと思っております。

あとは、官民協議会という話がこれまでたびたび出てきていますので、そのような場で意見交換を経てガイドラインをつくるということも有効かと思えます。

さらに、以前に確約手続的などという感じでの議論だったかと思いますが、行為規範次第では、一定の指導があったり勧告、命令という、時間的なグラデーションとかエスカレーションをもたらして、不注意や見解の相違による違反によるリスクを回避できる機会を確保することも大事なのではないのかと思えます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。この件についてはよろしいですかね。

それでは、2のほうに移ってまいりたいと思います。7、8ページの検討事項、消費者概念についてです。

北島委員、よろしく申し上げます。

○北島委員 メルクマールなのですが、情報やノウハウのほか人員や設備等を含む取引のためのインフラの利用可能性というところで切ることができるからということが書かれているのですが、この説明は厳しいような気がいたしました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス ありがとうございます。まず、現行法を見ますと、これは前にも同じような発言をした記憶がございますが、目的規定には格差のことは書いてあって、でも、定義規定には格差のことは書いていないので、直接連動しているわけではないということの再確認です。したがって、脆弱性が入るとするならば、やはり目的規定のところであって、脆弱性も考慮するような自律的な意思決定を支援する法律なのだということを追加で入れるぐらいかと思っております。定義規定自体は変わらないのではないかと思います。つまり、現行法における消費者の定義の中に、同じ消費者とはいっても脆弱性を誰もが有

する場面があったりするので、その場合にどのような手当てをするのかということなのではないかと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料2の2はこのぐらいにさせていただいて、資料2の11、12ページ「3. 法目的の在り方」でございますが、御意見、御質問等をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。こちらにつきましては、これも前にも発言をしたことがあります。脆弱性という文言だけだと抽象的ですので、自律的な意思決定などという形ではっきりと明確性をもたらす表現ぶりがよいのではないかと考えていることと、消費者基本法1条の目的規定との関係、これも以前に発言いたしました。消費者契約法とは微妙に異なり、などの格差という、などが入っていますので、それとの関係をどのように整理していくのかということと、消費者基本法の2条1項の中に、消費者の自主的かつ合理的な選択という文言がありますので、これをどのように活用できるのかということなどが重要かと思えます。

他方で、法律によっては、目的規定が非常に重要で、解釈の指針にはなるのですが、必ずしも厳密に法律の全体の枠を定めているものではないと思われ。例えば不正競争防止法の1条であれば、等々でくくっていますし、特定商取引法の1条も、例えば送りつけ商法のことは書いていないということで、必ずしも厳密に脆弱性のことを1条には入れなくてもよいのかもしれない。ただし、解釈の支援にはなりますので、ほかの規定の解釈上重要である限りにおいては、明確に定める必要があるのではないかと考えているということです。

失礼いたしました。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。垣内委員、お願いします。

○垣内委員 あまり実質に関わるのではなく、表現ぶりだけの話なのかもしれないのですが、例えば11ページの①の4ポツ目で、脆弱性を有する消費者とそのような脆弱性を有しない事業者という対比が出てくるのです。こういうふうに表示することも、まあいいのかなとも思う反面、現在、消費者というのは個人であって、事業のために契約当事者になる者を除くということになっているわけですが、およそ個人はやはり脆弱性が本来はあるということですし、法人であっても、それが結局人の活動である以上は、脆弱性がないというものではないのかなとも思われますので、消費者は脆弱性があって、事業者は脆弱性がないという二者択一的な対比になるのかということ、ちょっとよく分からないような気もしています。

そういう意味では、まさに消費者契約法という形で脆弱性に対する対応を要する人、というのは消費者なので、事業者にも脆弱性は大小あり得るけれども、それについては前のところで出てきましたが、消費者契約法の問題ではなくて、別の分野等の問題になることはあり得るといことだとすると、消費者契約法として脆弱性に対する対応を要する人としての消費者と、必ずしも消費者契約法による脆弱性への対応を要しない事業者ということなのかなという感じがしたという、単なる感想だけで恐縮です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 たびたび申し訳ありません。今、垣内委員がおっしゃられたことは私も非常に重要だと思っております、このように対比させてしまうと、いろいろと誤解が生じ得ると思いますので、まさに垣内委員がおっしゃられたとおり、事業者が脆弱性を有する場合があるかどうかというのは、対消費者との関係ではなくて、事業者間契約の枠組みの中で中小規模事業者などに特別の手当てをする必要があるかどうかという文脈での記述かと思えます。また、私の理解では、消費者はもともと既に定められているように格差があって、保護が必要であるという前提を維持しつつ、消費者の中でも、やはり状況によってさらに脆弱になる、消費者の中でも、よりさらに弱い立場に置かれることがあるので、そこに特別の手当てをするという流れかと思えますので、このような表現をすると、少し誤解が生じる可能性があるということをおのほうからも指摘したいと思えます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。目的規定の消費者の脆弱性という点ですが、法解釈に関わる部分も関わらない部分もあるだろうというのはおっしゃるとおりなのですが、1条の目的規定というのは、その法律の顔のようなもので、消費者の脆弱性という言葉は、この研究会においても非常に重要な意味を持っている言葉だと思いますので、ぜひ目的規定に入れて、この言葉は大切にされているのであるということを知っていただくのは非常に大事なことだろうと思っております。それが1点目です。

次の2点目は質問なのですけれども、②に様々な関係主体とあって、あと、事業者その他消費者契約に関係する者と書いてあります。関係主体というのは、一義的には国・地方公共団体とか、事業者と事業者団体とか適格消費者団体ということが当てはまると思うのですが、ほかのものは何か考えられるのでしょうか。あと、ある程度これは特定して書いておいたほうがいいのか、よくないのかという問題もあると思えますが、この点はいかがでしょう。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

様々な関係主体というところについての御質問だと思いますが、何かあればお願いします。

す。

○伊吹専門官 ありがとうございます。ここの点に関わるものといたしましては、先生は御欠席だったのですが、前回御議論いただいた中で、配慮を促す仕組みというのを考える際に、取引当事者である事業者以外の消費者契約に係る主体による配慮の促進についてどのように考えるかということをお議論いただいた点が1つ関係するところとしてあるかと存じます。パラダイムシフト報告書でも共創・協働の観点ということが一つ重要なものとして指摘されておりまして、先生がおっしゃっていただいたようないろいろな主体もあり得ると思います。より個々の消費者契約に係る主体として、まさに取引をする事業者以外の主体の役割も重要ではないかということをお踏まえたものでございます。

その上で、目的ということで示す場合に、どこまで具体化すべきなのかどうかという点につきましては、いろいろな御意見もあろうかと思っておりますので、御議論いただけるとありがたいと思っております。

○山下座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。資料2につきましては、このぐらいにさせていただきます。資料2は横断的な検討事項ということで、非常に広い部分を扱っているかと思っております。最初にハードローとソフトローの関係ということなどについて、北島委員から、ハードローとしてどういうものを、どうつくるのかということ、正当性について大分変わっていくのではないかと御指摘はごもっともと思っております。より具体的に仕組みを考えていかないと、規範としての性質が決まらないのはおっしゃるとおりかと思っておりますので、その辺を整理させていただきます。その点についての御示唆をいただいたというふうに認識しております。

2は消費者の定義ということで、3は法の目的ということですが、カライスコス委員から御議論があったように、消費者というのは、事業者との間で相対的に情報収集などについての格差がある上に、さらに脆弱性が発現する主体であるという認識は必要だけでも、これは消費者の定義に入れるようなものではないのではないかと感じています。

その上で、垣内委員等からも御議論があったように、事業者についても脆弱性を有することはあるわけですが、恐らく事業者についての脆弱性が発現する場合というのは、少し考慮の仕方が変わるのでしょう。そうだとすると、消費者契約法の問題として捉えるよりは、競争法などの分野のほうで対処していただくことになっていきますし、法の目的規定などを書く場合にも、消費者というのは脆弱性が発現した場合に、その脆弱性が発現したことを簡単に自己責任に転嫁できない部分がある主体として、その特殊性を十分考慮した上で法をつくる必要性があるということを何らかの形で表現していくのかなと思っております。

北島委員からも、法の目的規定に脆弱性の概念を入れるべきであるということをおい

きまして、それもおっしゃるとおりかなと思います。

また関係主体について、目的規定にどこまで具体的に書くかということは考慮を要する部分かと思っておりますので、これは引き続き検討をしていきたいと思っておりますが、非常に重要な御指摘を多々いただきまして、ありがとうございました。

それでは、大体議論は出ましたので、事務局にお返しいたします。

○古川消費者制度課長 本日も、長時間にわたり活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

事務局より、次回の開催について御連絡いたします。委員の皆様には既に御連絡をお伝えしているかと思っておりますけれども、次回会合は、4月7日火曜日に第7回のワーキンググループを開催予定とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。